

教育職員の公務災害防止対策  
に関する調査研究報告書

平成23年2月

地方公務員災害補償基金

## は　じ　め　に

心身ともに健康で安全な職場生活を送るということは全ての勤労者の願いであり、地方公共団体においても、職員の健康を増進し職場の安全衛生を確保するということは事業者としての基本的な責務であると同時に、職員が公務に専念するためには非常に重要であり、それがひいては住民サービスの向上につながるものです。

地方公務員の公務災害の発生状況をみると、平成16年度以降、公務災害の認定件数（通勤災害を除く）は減少傾向にありますが、地方公務員数自体が減少していることや、公務災害の発生率が概ね横ばいの状況であることを考え合わせると、単純に公務災害が減少傾向にあるとは言い難いものがあります。

ところで、地方公共団体における教育部門の職員数は、地方公務員全体の4割弱を占めていることもあります、公務災害の認定件数も数多くみられるところです。

また、近年の公務災害の認定状況を職種別にみると、警察職員や消防職員が減少傾向にある中、義務教育学校職員がゆるやかな増加傾向にあることから、その原因究明と未然防止のための施策の検討が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、本年度、地方公務員災害補償基金から委託を受けた（財）地方公務員安全衛生推進協会は、「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会ワーキンググループ」を同協会の中に設置し、都道府県や指定都市の教育委員会に対し、公務災害防止対策の実施状況についてアンケート調査を行うと共に、地方公務員災害補償基金が保有している公務災害発生状況のデータを、学校種別、災害発生時の態様別、災害発生時の型別、災害の起因物別、主たる傷病名別等に分類して調査・分析を行いました。本報告書はこれらを取りまとめたものです。

本報告書が、教育現場における教育職員の安全衛生の向上につながり、公務災害の未然防止につながれば幸いです。

最後に、本調査研究の実施に当たり、多大なご尽力を頂いたワーキンググループの各委員の皆様方や調査にご協力いただいた団体の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成23年2月

地方公務員災害補償基金  
理事長 橋 本 勇



## 目 次

◎ 教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究事業について	1
-------------------------------	---

### 第1章 地方公務員の公務災害の認定状況

1 地方公務員の公務災害の認定状況	7
2 教育部門の公務災害の認定状況	8
3 教育部門の公務遂行による死亡災害事例	9

### 第2章 教育職員の公務災害防止対策に関する実態調査

第1節 調査方法等	15
第2節 調査結果の概要	16
1 規模別（職員数別）学校数について	16
2 安全衛生対策全般について	17
3 安全衛生教育について	23
4 心の健康保持増進施策について	27
5 快適な職場環境の形成施策について	30
6 公務災害認定案件の分析について	32

### 第3章 教育職員における公務災害認定状況の分析結果

1 学校種別	37
2 学校設置者別	39
3 災害発生時の態様別	39
4 災害発生時の場所別	43
5 災害発生時の類型別	46
6 災害発生時の型別	50
7 災害の起因物別	53
8 傷病部位別	56
9 主たる傷病名別	56
10 その他	59

### 第4章 今後の方策

第1節 調査研究結果の総括	63
1 地方公務員の公務災害の認定状況について	63
2 教育職員の公務災害防止対策に関する実態調査について	63
3 教育職員における公務災害認定状況の分析結果について	64
第2節 今後の方策について	67

### {資料編}

調査票	71
-----	----



◎ 教育職員の公務災害防止対策に  
関する調査研究事業について



## 「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究」の概要

### 1 目的

教育職員の公務災害発生率が、近年増加傾向にあったことを踏まえ、その公務災害の要因分析等を行ったうえで対策を検討し、発生件数を減少させることを目的とする。

### 2 事業概要

2か年の計画で事業を実施することとし、初年度である平成22年度は、研究会の設置に先立ちワーキンググループを立ち上げ、座長をはじめとする委員の意見を聴取しながら、以下により基礎資料の収集、分析、調査及び調査研究報告書の作成を行う。

#### (1) 公務災害認定案件の分析

地方公務員災害補償基金で平成20年度に認定した公務災害案件について、これまで統計のなかった災害発生場所別、災害発生時の態様（授業中、部活動指導中等）別等の詳細分析を行う。

#### (2) 任命権者（都道府県及び政令指定都市教育委員会）に対する調査

公務災害防止対策又は安全衛生対策等に関する施策の実施状況等について調査を実施する。

#### (3) 調査研究報告書の作成

上記（1）及び（2）について、調査研究報告書を作成し配布する。

なお、2年目である平成23年度は、関係省庁や都道府県教育委員会等の職員も交えて「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会」を立ち上げ、平成22年度のワーキンググループの分析結果等を踏まえ、更なる調査研究・分析を行う。

## 「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究」ワーキンググループ委員名簿

座長　酒井　一博　(財) 労働科学研究所 所長

委員　内田　光俊　総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長

(平成 22 年 7 月 30 日まで)

稻垣　寛　総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長

(平成 22 年 8 月 1 日から)

栄　文隆　(財) 地方公務員安全衛生推進協会業務部長

茂木　義久　千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室管理主事

中島　啓泰　東京都教育庁福利厚生部福利厚生課教職員健康安全担当係長

五木田　光右　地方公務員災害補償基金千葉県支部補償班副主幹

重田　晃子　地方公務員災害補償基金東京都支部補償第二係主任

事務局　(財) 地方公務員安全衛生推進協会

## 「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究」ワーキンググループ会議開催実績

### ・第1回

日付：平成 22 年 7 月 12 日（月）午前 10 時から

場所：財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内

議事：  
① 教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究について  
② その他

### ・第2回

日付：平成 22 年 11 月 10 日（水）午後 1 時 30 分から

場所：財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内

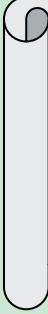
議事：  
① 実態調査の結果等について  
② その他

### ・第3回

日付：平成 23 年 1 月 17 日（月）午後 1 時 30 分から

場所：財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内

議事：  
① 「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会WG報告書」について  
② その他



## 第1章 地方公務員の公務災害の認定状況



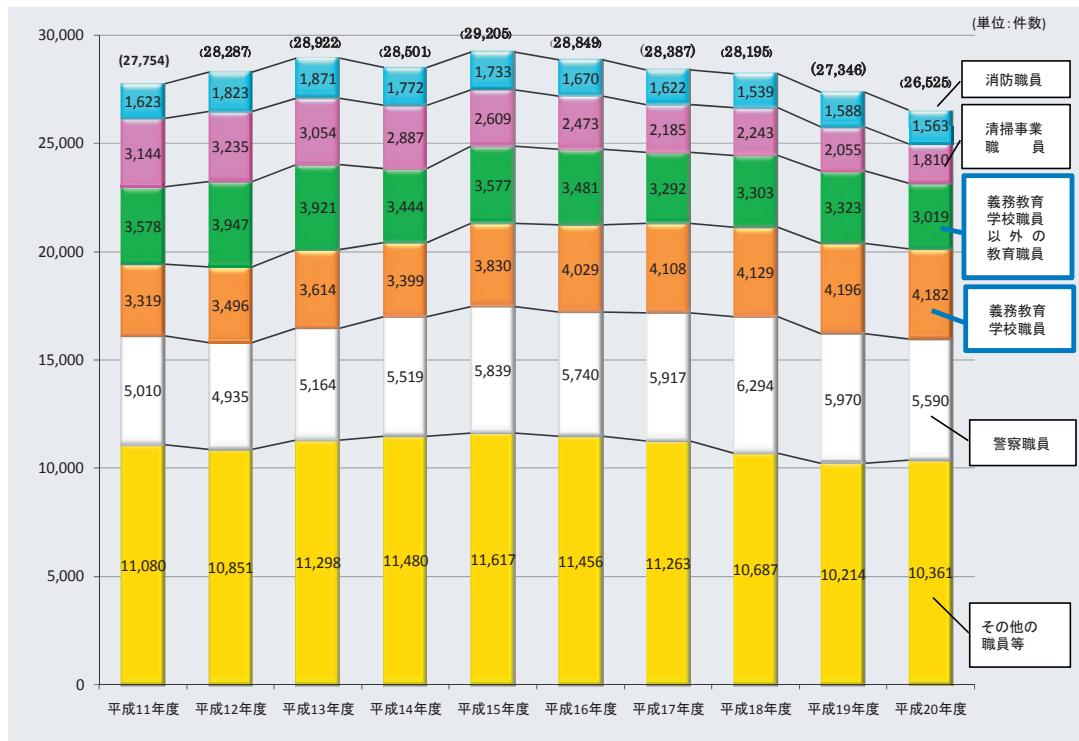


## 第1章 地方公務員の公務災害の認定状況

### 1 地方公務員の公務災害の認定状況

地方公務員の公務災害（通勤災害を除く。以下同じ。）の認定状況は、この10年間概ね26,000件から29,000件で推移してきており、また、平成15年度以降は、5年連続で減少傾向にある。しかし、地方公務員数が毎年減少傾向にあるため、公務災害の発生率（認定件数/地方公務員数・千人率）は概ね横ばいの状態である。

公務災害認定件数の推移（通勤災害を除く）



#### 「義務教育学校職員」

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であつて、市町村立学校職員給与負担法第1条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。

#### 「義務教育学校職員以外の教育職員」

次の①から④までに掲げる職員（船員を除く。）をいう。

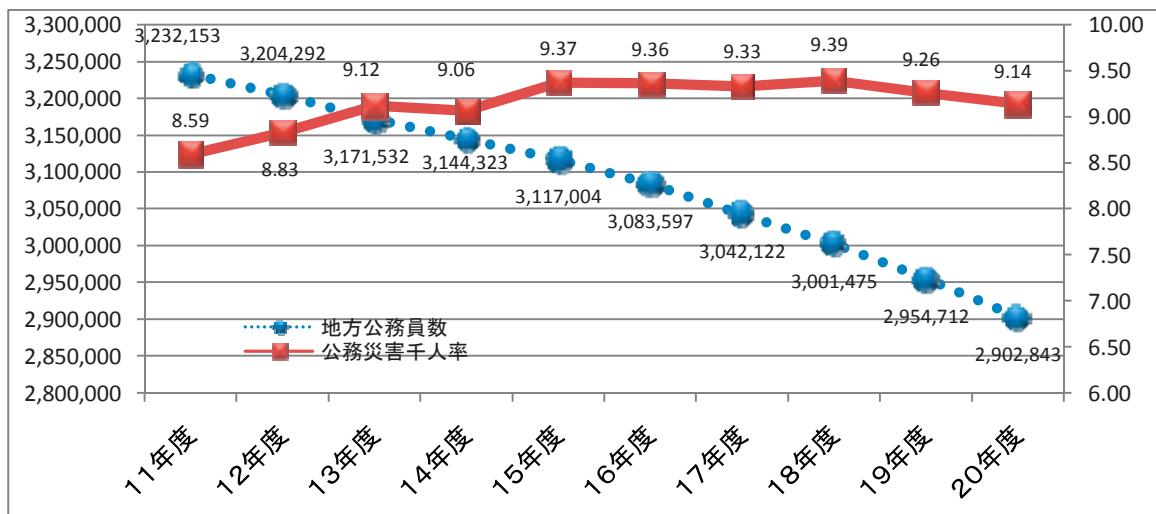
①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む。）

②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員。

③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員。

④公立大学（短期大学を含む。）の教職員。

## 地方公務員数及び公務災害認定件数（千人率）の推移



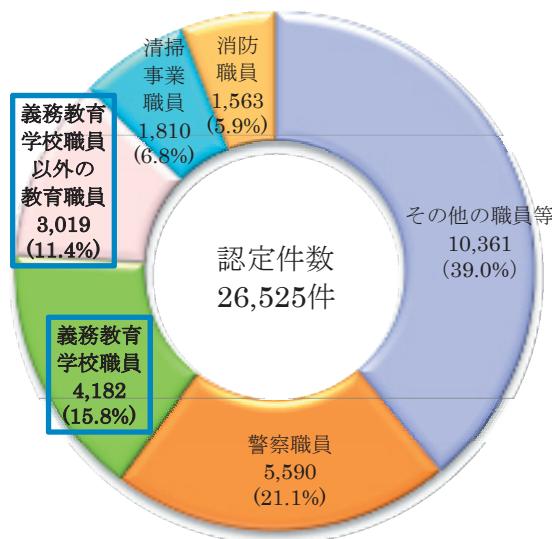
※地方公務員数は、総務省「地方公務員給与の実態」各年版による。(教育長を含む)

### 2 教育部門の公務災害の認定状況

平成 20 年度の公務災害認定件数 26,525 件を職員区分別にみると、①その他の職員等（一般事務等に加えて、少数だった「電気・ガス・水道事業職員」「運輸事業職員」「船員」を含む）が 10,361 件 (39.0%)、②警察職員が 5,590 件 (21.1%)、③義務教育学校職員が 4,182 件 (15.8%)、④義務教育学校職員以外の教育職員が 3,019 件 (11.4%)、⑤清掃事業職員が 1,810 件 (6.8%)、⑥消防職員が 1,563 件 (5.9%) となっている。

義務教育学校職員及び義務教育学校職員以外の教育職員を合わせた教育部門の公務災害認定件数は、7,201 件 (27.2%) となり警察職員を上回る。

平成 20 年度職員区分別公務災害認定件数

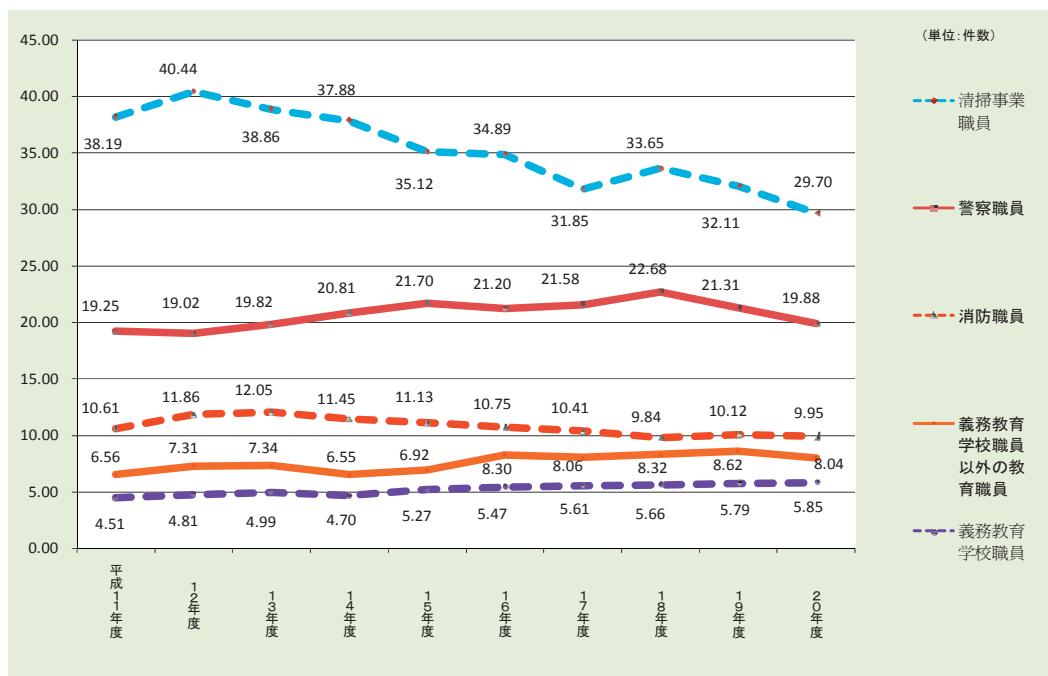


また、平成 20 年度の職員千人当たりの公務災害の認定件数（以下、「千人率」という。）について、主な職員区分別にみると、①清掃事業職員が 29.70 件、②警察職員が 19.88 件、③消防職員が 9.95 件、④義務教育学校職員以外の教育職員が 8.04 件、⑤義務教育学校職員が 5.85 件となっている。

近年の公務災害の認定状況を職員区分別に千人率でみると、警察職員や消防職員等他の職種が減少傾向にある中、義務教育学校職員はゆるやかな増加傾向にある。

なお、義務教育学校職員及び義務教育学校職員以外の教育職員を合わせた教育部門の公務災害の認定状況を千人率でみると、6.60 件となっている。

### 職員区分別公務災害千人率の推移



### 3 教育部門の公務遂行による死亡災害事例

平成 20 年度における教育部門の公務遂行による死亡災害の具体的な事例は、次頁の通りである。

出張中や部活動引率中の交通事故等による災害、作業中の校舎からの転落による死亡災害が発生している。

## 1 交通事故による死亡事例

### (1) 乗用車等運転中の被災

No	団体区分	職員の区分	死亡年齢	災害発生年月	傷病名	概要	安全・衛生対策
1	都道府県	義務教育学校職員	50歳代	平成19年9月	脳挫傷、血気胸、頭蓋骨折	出張先に向かうため自家用車を運転中に、赤信号点滅の交差点に直進進入したところ、黄色点滅で左方向から進入してきた車と衝突し死亡する。	1 県教育委員会は、管内の管理職研修会等において、交通事故件数などの数値を示し、安全運転について注意を喚起し、所属職員へ周知するよう指導した。 2 市教育委員会は、市内校長会において、交通事故防止について各所属職員へ徹底するよう指導している。 3 学校での対策として、職員に交通法規の遵守について周知するとともに、通勤時や出張等で自動車を運転する場合は、時間に余裕を持って安全運転を心がけるよう指導している。

### (2) 路上職務遂行中等の被災

No	団体区分	職員の区分	死亡年齢	災害発生年月	傷病名	概要	安全・衛生対策
1	都道府県	義務教育学校職員以外の教育職員	20歳代	平成18年9月	右肺挫傷、右血気胸	部活動の練習試合に参加するため生徒を引率し、同じく練習試合に参加する他校の先生と携帯電話で連絡をとるため交差点付近の歩道で話していたところ、交差点内で乗用車同士が衝突し、衝撃で片方の乗用車が横向きにスリップしながら歩道に乗り上げ、横転した車両の下敷きとなって死亡する。	
2	都道府県	義務教育学校職員	50歳代	平成20年8月	脳挫傷	出張のため徒步で駅に向かう途中の国道を横切る際に、自動車と接触し受傷した。意識不明のまま病院に搬送されたが脳挫傷により死亡する。	職員会議において交通安全に対する意識を高め、交通ルールを遵守し交通事故に遭わないように注意する旨、口頭で注意喚起した。

## 2 その他の死亡事例

No	団体区分	職員の区分	死亡年齢	災害発生年月	傷病名	概要	安全・衛生対策
1	市町村等	義務教育学校職員以外の教育職員	30歳代	平成19年7月	外傷性血氣胸	校舎6階の窓外側のひさし部分を清掃しようと降り立ったところ、バランスを崩して地上に落下し、多発肋骨骨折による外傷性血氣胸で死亡する。これまで、ひさしの清掃を行ったことはないが、被災職員はひさしの清掃をしようとして落下したものと推定される。	1 作業マニュアルの遵守を徹底する。また、必要に応じてマニュアルを見なおし、全担当者に周知すること。 2 立入禁止場所に入らない、危険な場所には近寄らない必要な措置を講じ、危険な場所は注意喚起の表示をするなど安全対策を徹底する。また、これらの場所で作業が必要な場合は所属長に相談・報告し指示を受けること、所属長は十分な安全確保が図れるかを判断し、安全確保が不可能な場合は作業させず別の措置を講ずること。
2	都道府県	義務教育学校職員以外の教育職員	30歳代	平成19年4月	心破裂	5階建て校舎の施設設備点検のため校舎屋上に一人で向かい、校舎屋上の外周を囲っているフェンスを乗り越えた時に誤って地上に転落し全身を打って死亡する。	1 同種の災害防止のため職員会議等で教職員に対して本件災害の状況説明を行うとともに、安全管理に努めるよう注意喚起した。 2 再発防止のための墜落等の危険防止策の策定及び周知 ① 高所等の校内の危険箇所を再確認するとともに、危険な場所に張り紙を貼り、立入を禁止する旨教職員に周知した。 ② 窓が全開にならないように校舎内全トイレの窓にストップバーを取り付けて、窓からの転落や物等の落下防止策を講じた。 ③ 体育館屋根出口付近に落下防止柵を設ける。 ④ 定期的に校内危険箇所の点検を行うとともに、危険箇所の点検を行う時は作業の内容を確認し、安全な作業のための措置を講ずるよう周知徹底する。
3	都道府県	義務教育学校職員以外の教育職員	40歳代	平成20年7月	滑落死	山岳部の夏山合宿登山の引率で下山中に、上ってくる別のパーティーに道を譲るため道の脇の岩を抱きかかえたところ、岩が動き約200m滑落し死亡する。	学校教育活動中の体育・スポーツ活動時の安全確保と事故防止について全学校に通知した。 1 体育・スポーツ活動において、十分に安全対策に注意を払い実施されているか、特に、運動部活動において校外で活動する際は、十分な指導体制を確立し天候等による状況の変化への対応など、安全確保と事故防止に配慮した実施計画をたてる。 2 活動場所の安全確保がされているか、また、施設・設備、用具・器具が整備されているか。
4	市町村等	義務教育学校職員以外の教育職員	40歳代	平成18年2月	くも膜下出血	高校でサッカーチームの顧問として、平日は授業終了後夕方から夜間まで指導を行い、休日の多くは指導を行っていた。また、生徒指導部長として様々な対応に追われ、スキー大会に生徒を引率するなど連日夜遅くまで勤務していたところ自宅でくも膜下出血により倒れ死亡する。当該職員は発症前1か月間ににおいて過重な職務を強いられており、病気休暇の4日間を除くすべての日に職務に従事し、休日の確保も十分ではなく、相当程度の時間外勤務を行い、疲労の蓄積が発症時まで継続し、本件疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたことが認められた。	





## 第2章 教育職員の公務災害防止対策に関する実態調査



## 第2章 教育職員の公務災害防止対策に関する実態調査

### 第1節 調査方法等

#### 1 調査の目的

近年、教育職員の公務災害発生率が増加傾向にあることを踏まえ、地方公共団体における安全衛生施策等の取組状況等を調査し、公務災害の未然防止の方策等について検討するものである。

#### 2 調査対象

- ①都道府県教育委員会 47 委員会（うち回答数 44 委員会）
- ②政令指定都市教育委員会 19 委員会（うち回答数 19 委員会）

#### 3 調査方法

調査対象である各教育委員会の労働安全衛生主管部局長に対して調査票を送付し、回答を求めた。

#### 4 調査期日

平成 22 年 8 月 1 日

## 第2節 調査結果の概要

### 1 規模別（職員数別）学校数について

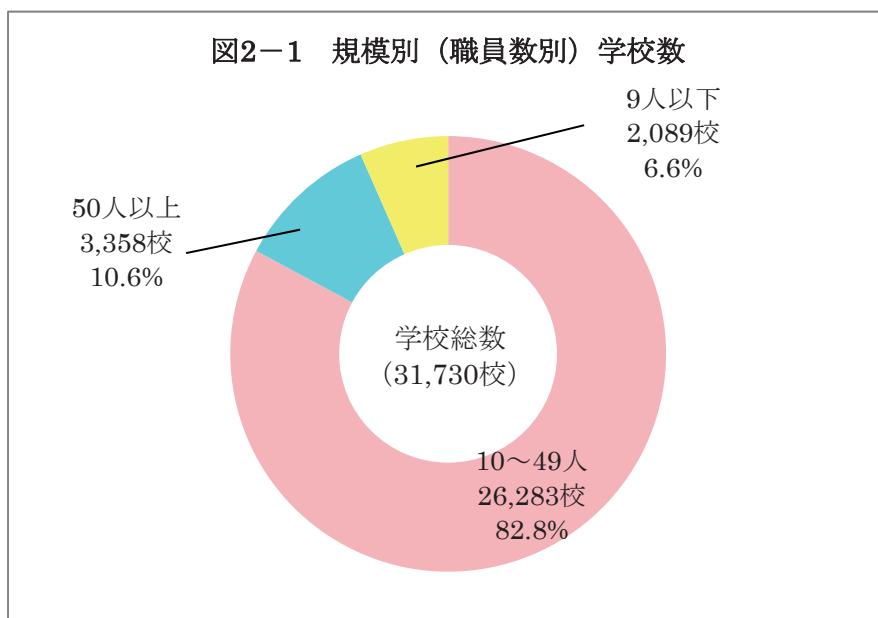
アンケート調査に回答のあった都道府県・政令指定都市内に所在する公立学校を規模別（職員数別）にみると、当該公立学校総数 31,730 校のうち、「職員数 9 人以下」が 2,089 校（6.6%）、「職員数 10 人～49 人」が 26,283 校（82.8%）、「職員数 50 人以上」が 3,358 校（10.6%）となっている。（表 2-1、図 2-1 参照）

職員数 49 人以下の小規模の公立学校が 89.4% と大部分を占めている。

なお、ここでいう「職員」とは、学校に勤務する職員（給食調理員を除く）のことである。

表 2-1 規模別（職員数別）学校数 (単位：校・%)

学校種別	9 人以下		10～49 人		50 人以上		合計
小学校	1,799	9.5%	16,964	89.6%	170	0.9%	18,933
中学校	264	3.1%	8,120	93.6%	288	3.3%	8,672
中等教育学校	0	0.0%	13	50.0%	13	50.0%	26
高等学校	24	0.7%	1,039	31.4%	2,247	67.9%	3,310
特別支援学校	2	0.3%	147	18.6%	640	81.1%	789
合計	2,089	6.6%	26,283	82.8%	3,358	10.6%	31,730



## 2 安全衛生対策全般について

### (1) これまでの重点的施策

今回のアンケート調査では、公立学校の安全衛生対策全般の傾向を把握するため、下記に掲げる 21 項目の安全衛生施策について、これまで重点的に行ってきの施策についての回答を求めた。(図 2-2 参照)

(項目)

- ①公務災害の原因調査の徹底
- ②公務災害の再発防止対策の対応
- ③公務災害事例情報の活用
- ④安全衛生管理体制の整備(衛生管理者・推進者の選任、衛生委員会の設置等)
- ⑤(安全)衛生委員会活性化のための指導強化と支援
- ⑥安全衛生管理規定やマニュアル(ヒヤリハット事例集を含む)の作成
- ⑦職場巡視などによる安全点検運動の実施
- ⑧リスクアセスメントの実践と安全活動の PDCA サイクル確立
- ⑨安全衛生に関する意識啓発活動の実施や日常的な注意の喚起
- ⑩安全衛生教育(研修)の実施(一般職員向)
- ⑪安全衛生教育(研修)の実施(管理職向)
- ⑫中高年齢者等の心身条件に応じた配慮
- ⑬健康診断の充実や事後措置の実施
- ⑭健康相談やカウンセリング等による心の健康対策の実施
- ⑮業務繁忙の改善支援
- ⑯レクリエーション・体育活動の実施
- ⑰職場の執務環境の整備
- ⑱作業施設や作業設備の改善
- ⑲安全衛生施設や設備の改善(休憩室・洗身施設・相談室等)
- ⑳全員参加の安全衛生活動の推進
- ㉑その他

(回答方式: 上記 21 の施策の中から、重点的施策を選択(5つ以内))

安全衛生施策としてこれまで行ってきた上位 5 施策をみると、

- 1 位 ④「安全衛生管理体制の整備（衛生管理者・推進者の選任、衛生委員会の設置等）」が 52 委員会（82.5%）
  - 2 位 ⑭「健康相談やカウンセリング等による心の健康対策の実施」が 50 委員会（79.4%）
  - 3 位 ⑬「健康診断の充実や事後措置の実施」が 36 委員会（57.1%）、
  - 4 位 ⑪「安全衛生教育（研修）の実施（管理職向）」が 30 委員会（47.6%）、
  - 5 位 ⑩「安全衛生教育（研修）の実施（一般職員向）」が 17 委員会（27.0%）
- となっている。

上記 5 施策について、具体的な内容を列記すると、

＜④「安全衛生管理体制の整備（衛生管理者・推進者の選任、衛生委員会の設置等）」＞

- ・ 県立学校職員安全衛生管理規程を策定し、衛生管理者・推進者の選任、衛生委員会の設置等県立学校に勤務する職員の安全及び衛生に関する必要な事項を定めている。
- ・ 県教育委員会で予算措置を行い、職員数に関わらず、全ての県立学校に産業医を配置している。
- ・ 衛生管理者等を対象にフォローアップ研修会を開催し、労働安全衛生に関する知識の習得及び役割認識の向上に努めている。

＜⑭「健康相談やカウンセリング等による心の健康対策の実施」＞

- ・ 教職員のための健康相談室の設置（巡回相談を含む）、カウンセラーによる相談、専門医による相談、産業心理の専門家による電子メール相談等
- ・ 常勤の臨床心理士を設置し、メンタルヘルス相談窓口の拡充や、学校への巡回相談の実施など、共済組合や互助会と連携し、教職員が都合の良い時間にいつでも気軽に相談できる体制整備
- ・ 新規採用職員への個別カウンセリングの実施
- ・ ストレスセルフチェックシートの作成、配布、実施

＜⑬「健康診断の充実や事後措置の実施」＞

- ・ 法定外検査項目の実施（大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、B型肝炎、頸肩腕、腰痛、VDTなど）
- ・ 健康診断結果に基づき、「イエローカード」の発行及び再検査・精密検査等の受診勧奨
- ・ 脳・心臓疾患、ハイリスク者等を対象とした、各学校を訪問しての保健指導、健康相談、健康教育の実施

<⑪「安全衛生教育（研修）の実施（管理職向）」>

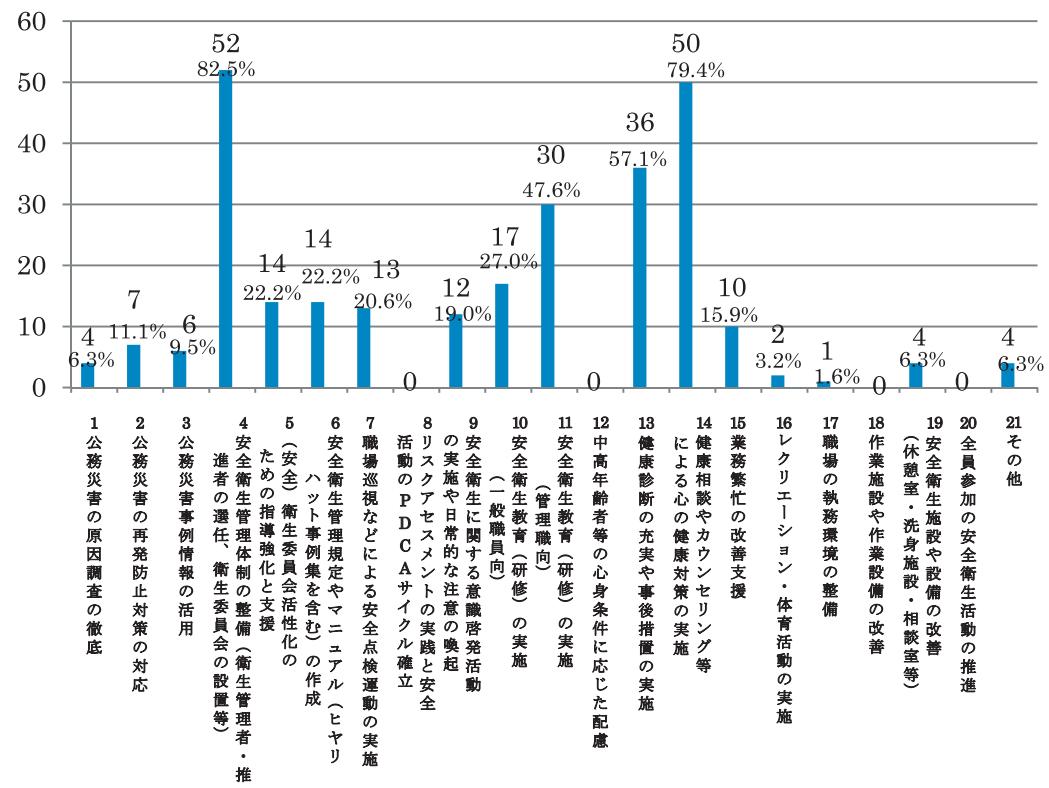
- ・ 管理監督者向けに「安全衛生基本セミナー」を実施し、安全管理体制、安全管理者の職務、職場の健康管理対策として、過重労働対策、メンタルヘルス対策等についての理解を深めることとしている。
- ・ 新任校長研修、新任教頭研修において、安全衛生管理・メンタルヘルスに関する研修の実施
- ・ 定期健康診断結果や健康に関する研修の実施

<⑩「安全衛生教育（研修）の実施（一般職員向）」>

- ・ 「地方公務員の安全衛生」「教職員のメンタルヘルス」「長時間勤務に係る医師の面接指導について」「新型インフルエンザ対策」等、各年で特に重要なと考える事項についての研修実施
- ・ 教職員一人ひとりが自らの心身の健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるような受講者参加型の研修会の開催。
- ・ 新規採用教員、採用 15 年目の教員を対象とした研修会の実施

なお、⑧「リスクアセスメントの実践と安全活動の P D C A サイクル確立」、⑫「中高年齢者等の心身条件に応じた配慮」、⑯「作業施設や作業設備の改善」及び⑳「全員参加の安全衛生活動の推進」を上位 5 施策とした団体はなかった。

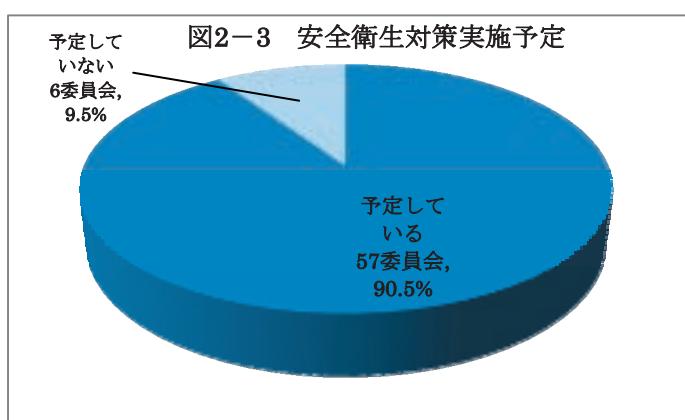
図2-2 安全衛生対策全般 (これまでの対策)



## (2) 今後の重点的施策

また、前述の 21 項目について、今後重点的に実施していく予定の施策についての回答を求めた。(図 2-3、2-4 参照)

回答のあった 63 委員会のうち、「対策を予定している」が 57 委員会(90.5%)であり、「対策を予定していない」が 6 委員会(9.5%)となっている。



安全衛生施策として今後実施予定の上位 5 施策をみると、

- 1 位 ⑭「健康相談やカウンセリング等による心の健康対策の実施」が 31 委員会 (54. 4%)
- 2 位 ⑪「安全衛生教育（研修）の実施（管理職向）」が 23 委員会 (40. 4%)、
- 3 位 ⑬「健康診断の充実や事後措置の実施」が 21 委員会 (36. 8%)、
- 4 位 ④「安全衛生管理体制の整備（衛生管理者・推進者の選任、衛生委員会の設置等）」及び⑤「安全衛生委員会活性化のための指導強化と支援」が 16 委員会 (28. 1%)

となっている。

上記 5 施策について、具体的な内容を列記すると、

<⑭「健康相談やカウンセリング等による心の健康対策の実施」>

- ・ 管理監督者へのラインによるケアの充実
- ・ 心の健康相談利用券の配布
- ・ 市立学校全教職員への学校医による問診、健康相談の受診の徹底
- ・ 民間業者を活用したメンタルヘルスチェック及びカウンセリングの実施

<⑪「安全衛生教育（研修）の実施（管理職向）」>

- ・ 管理職を対象として、職員の心の健康の保持増進、発生予防、早期発見・早期対応が図られるよう、うつ病に関する知識や対処方法を学ぶ「メンタルヘルス研修会」の実施
- ・ 学校における労働安全衛生管理体制の管理職としての支援の強化
- ・ 県内だけでなく、市町村教育委員会への研修受講促進

<⑬「健康診断の充実や事後措置の実施」>

- ・ パニック値の職員に対して、健診機関から直接本人へのフォロー
- ・ 法定外検診項目の実施についての検討
- ・ 市立学校全教職員への医師による意見聴取に基づいた、個々の状況に合った事後措置の徹底

<④「安全衛生管理体制の整備（衛生管理者・推進者の選任、衛生委員会の設置等）」>

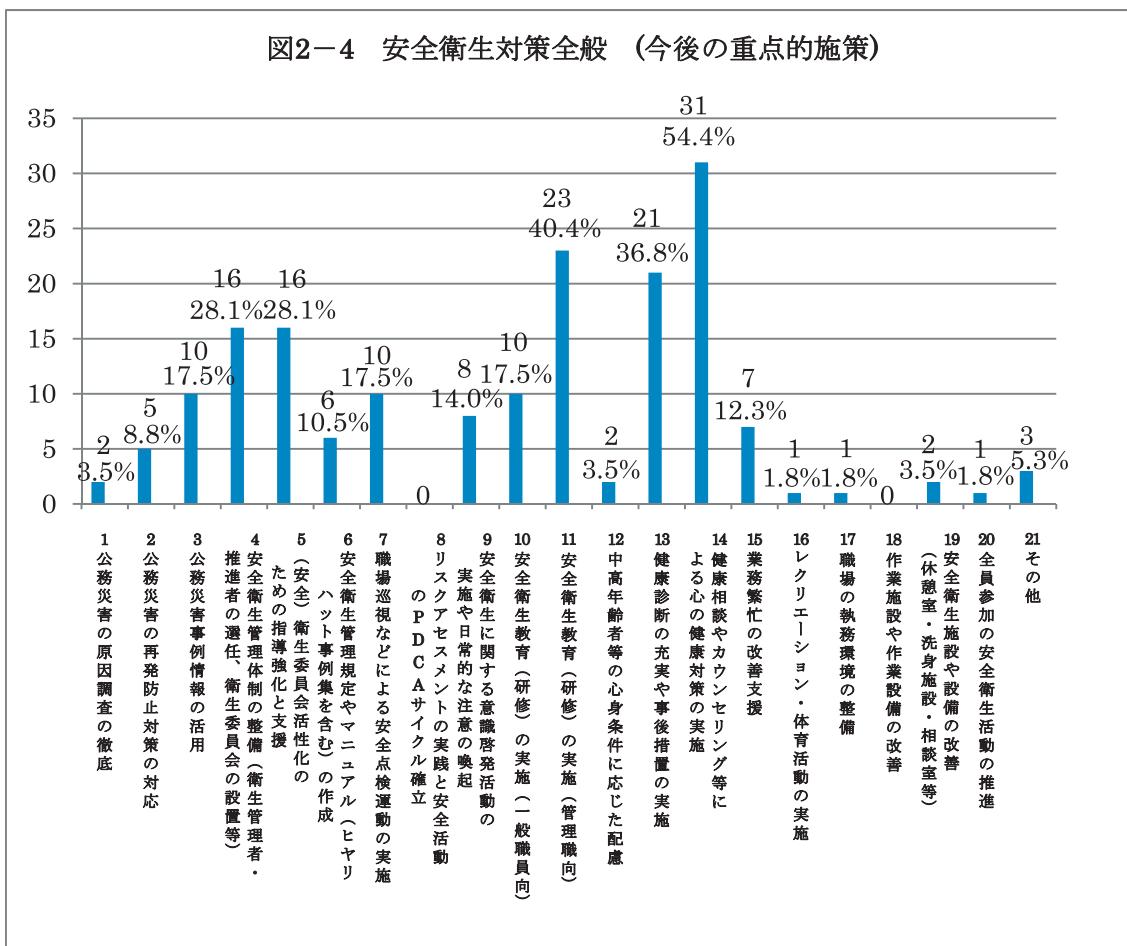
- ・ 市町村立学校での体制整備が遅れているため、教育事務所を通じての整備促進
- ・ 衛生管理者資格試験の費用負担及び講習会実施の継続
- ・ 衛生委員会の回数増加及び内容充実

<⑤「安全衛生委員会活性化のための指導強化と支援」>

- ・ 学校での安全衛生委員会への積極的な議題提供

- 各学校が取り組んでいる安全衛生管理活動の事例報告を求め、優秀事例の表彰・広報を通じて学校現場における安全衛生管理活動レベルの底上げを図る

なお、⑧「リスクアセスメントの実践と安全活動のP D C Aサイクル確立」及び⑯「作業施設や作業設備の改善」については（1）同様、今後実施予定の上位5施策とした団体はなかった。



### 3 安全衛生教育について

#### (1) 実施状況

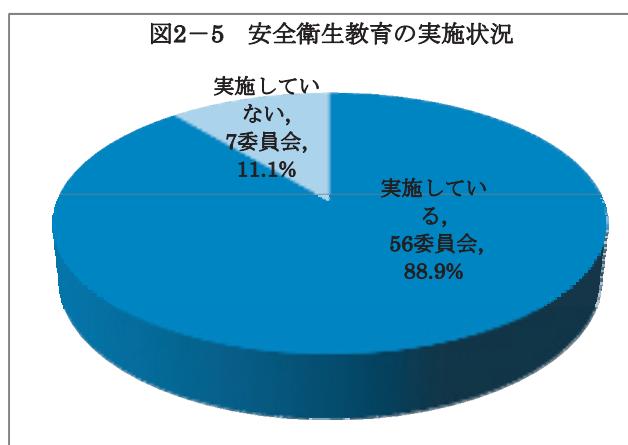
職員に対する安全衛生教育に関して、下記の掲げる事項のうち、現在行っているものについて回答を求めた。(図 2-5、図 2-6 参照)

(項目)

- ①衛生管理者に対する教育（研修会の実施等）
- ②衛生推進者に対する教育（研修会の実施等）
- ③採用時における教育
- ④一般教員に対する健康教育
- ⑤その他
- ⑥実施していない

(回答方式：上記の中から、実施している教育を全て選択)

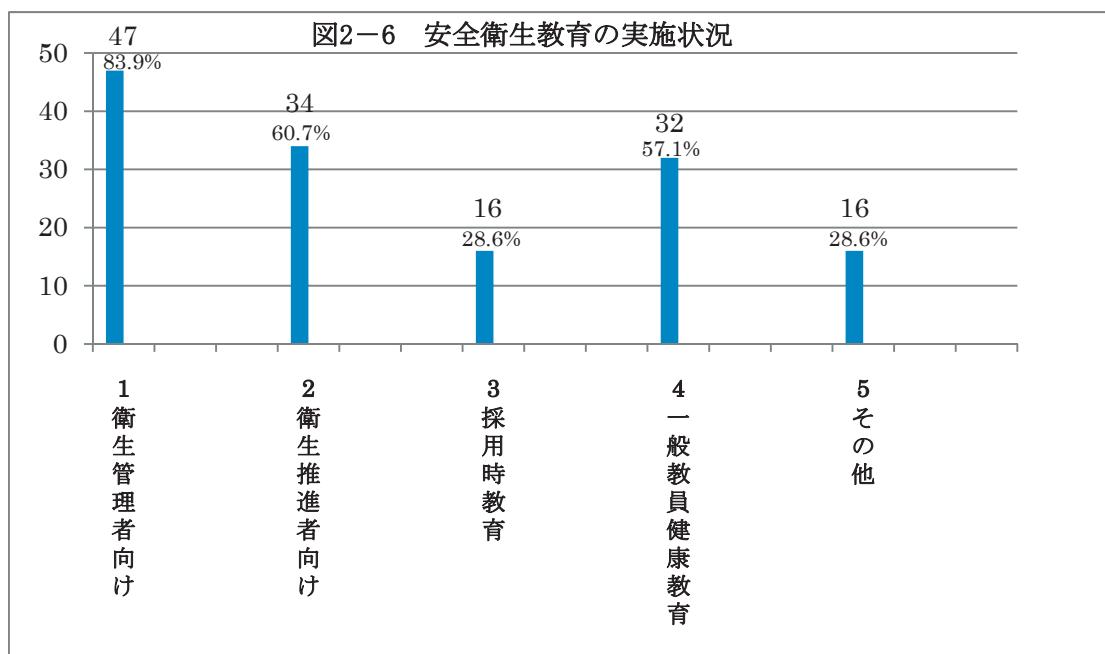
回答のあった 63 委員会のうち、「何らかの安全衛生教育を実施している」が 56 委員会(88.9%)、「実施していない」が 7 委員会(11.1%)となっている。



安全衛生教育を実施している教育委員会における個別の教育施策の実施状況をみると、「衛生管理者に対する教育(研修会の実施等)」が 47 委員会(83.9%)と最も多く、次いで「衛生推進者に対する教育(研修会の実施等)」が 34 委員会(60.7%)、「一般教員に対する健康教育」が 32 委員会(57.1%)、「採用時における教育」が 16 委員会(28.6%)の順となっている。

なお、その他の安全衛生教育として回答があったものについて列記すると、

- ・管理監督者（教頭、事務長等）に対する安全衛生基本セミナー
- ・新任校長、新任教頭を対象とした研修会
- ・喫煙者を対象とした禁煙サポートセミナー
- ・特別支援学校教員に対する健康教育
- ・10年経験者に対するメンタルヘルス研修
- ・全国安全週間、全国労働安全衛生週間にあわせた労働安全管理の啓発・啓蒙
- ・重大事故に関する職員に対する通知等
- ・教職員の健康相談（月一回）
- ・健康だよりの発行



## (2) 実施に関する不足事項

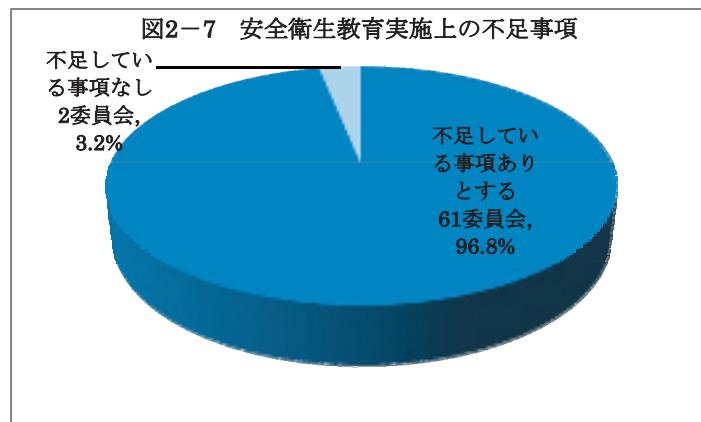
職員のための安全衛生教育を実施する上で、下記に掲げる事項のうち、現在、不足しているものについての回答を求めた。(図2-7、図2-8参照)

(項目)

- ①講師や指導者
- ②教育を担当する職員
- ③教育を実施するための施設
- ④教育のための予算
- ⑤テキスト等の教材
- ⑥教育のカリキュラム、教育技法
- ⑦教育を受けさせる時間的余裕
- ⑧職員の公務災害防止に関する認識（職員から希望がない。）
- ⑨その他
- ⑩実施していない

(回答方式：上記事項の中から不足していると考える事項を全て選択)

回答のあった63委員会のうち、「不足している事項がある」が61委員会(96.8%)であり、「不足している事項がない」が2委員会(3.2%)となっている。

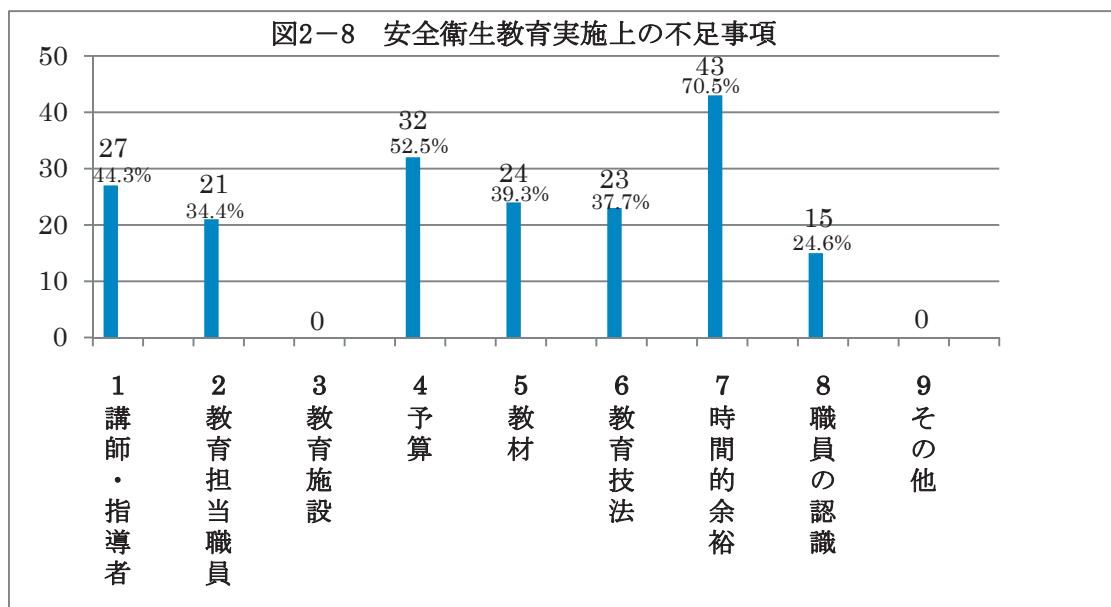


不足している事項があると回答した教育委員会があげた上位3項目は、①「教育を受けさせる時間的余裕」が43委員会(70.5%)、②「教育のための予算」が32委員会(52.5%)、③「講師や指導者」が27委員会(44.3%)となっている。

また、「テキスト等の教材」、「教育のカリキュラム・教育技法」、「教育を担当する職員」についてもそれぞれ24委員会(39.3%)、23委員会(37.7%)、21委員会(34.4%)となっている。

大多数の教育委員会が、安全衛生教育の実施について、人的、財政的、技術的側面等に渡って不足している状況である。

なお、3の「教育を実施するための施設」について、不足していると答えた団体はなかった。



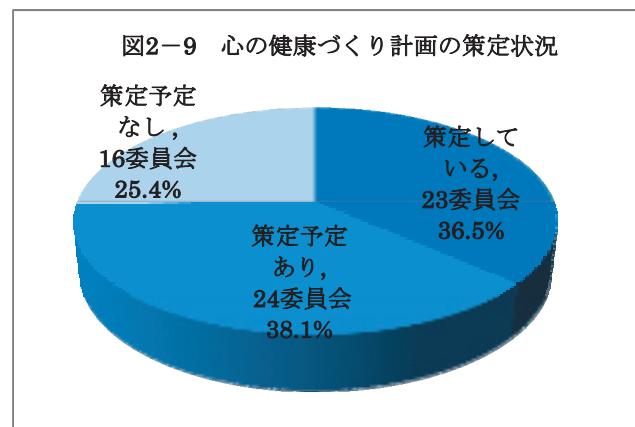
#### 4 心の健康保持増進施策について

労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、厚生労働省において、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が定められている。

当該指針においては、「事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会又は安全衛生委員会において十分調査審議を行い、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画（以下「心の健康づくり計画」という。）を策定し実施する必要がある。」としている。

##### （1）「心の健康保持増進計画」の策定状況

今回のアンケート調査において、教育委員会における「心の健康づくり計画」の策定状況についての回答を求めたところ、回答のあった63委員会のうち、「心の健康づくり計画」を「策定している」、または、「策定する予定である」が47委員会(74.6%)、「策定する予定はない」が16委員会(25.4%)となっている。（図2-9参照）



## (2) メンタルヘルスケア事業の実施状況

次に、メンタルヘルスケアとして、下記事項に係る実施状況について回答を求めた。

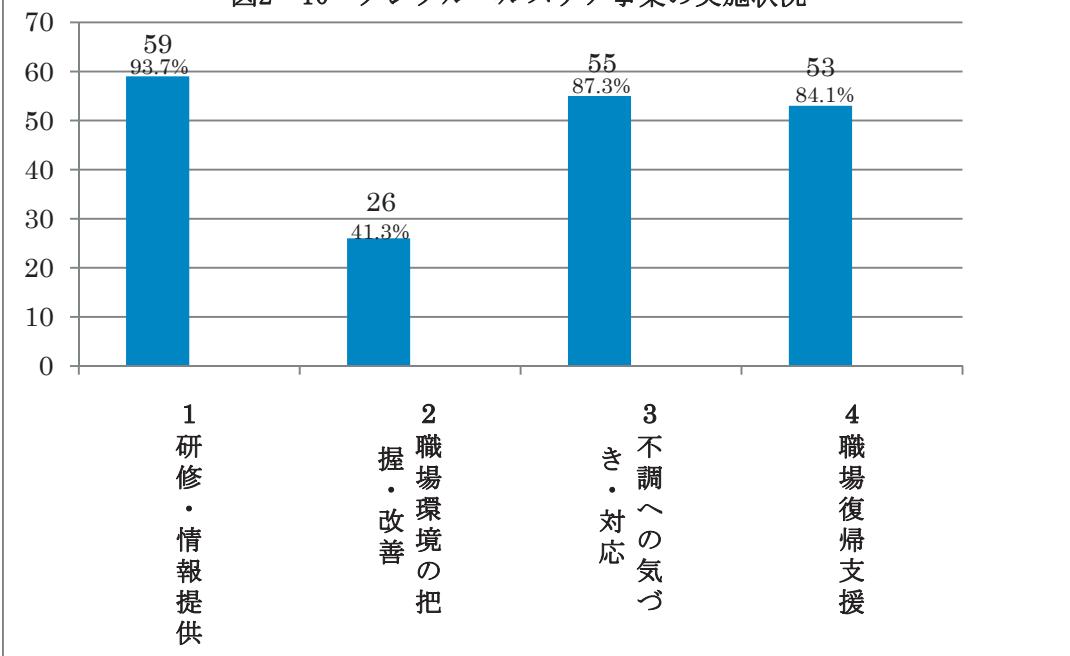
(項目)

- ① 「メンタルヘルスケアを推進するための研修・情報提供」
- ② 「職場環境等の把握と改善」：チェックリストによる作業環境、労働時間、職場の人間関係等の評価及び問題点の把握等
- ③ 「メンタルヘルス不調への気付きと対応」：職員本人、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制の整備、管理監督者、安全衛生管理担当職員等による相談対応等
- ④ 「職場復帰における支援」

(回答方式：上記の4つの項目の中から、重点的に実施している項目を全て選択)

各項目の実施状況については、「メンタルヘルスケアを推進するための研修・情報提供」が59委員会(93.7%)、「メンタルヘルス不調への気付きと対応」が55委員会(87.3%)、「職場復帰における支援」が53委員会(84.1%)、「職場環境等の把握と改善」が26委員会(41.3%)となっている。(図2-10参照)

図2-10 メンタルヘルスケア事業の実施状況



なお、上記各項目別に具体例を列記すると、

<①「メンタルヘルスケアを推進するための研修・情報提供」>

- ・ いろいろな職層の教職員に対するメンタルヘルス研修の実施(管理監督者、新規採用職員、新任校長・教頭・事務長、教職3年目・15年目・25年目、養護教諭5年目等)
- ・ 全職員へのメンタルヘルスパンフレット配布
- ・ 県教育委員会メンタルヘルスプランの策定及びホームページへの掲載

<②「職場環境等の把握と改善」>

- ・ 長時間労働等による健康障害防止対策実施要綱の制定、要綱に基づき、該当者に対しての産業医による面接の実施
- ・ チェックリスト等を使用した職場巡視により、作業環境の状況把握及び問題点の改善実施
- ・ 一定の基準(時間)を超えて勤務した職員についての労費蓄積度自己判断チェックリストの活用による状況確認

<③「メンタルヘルス不調への気付きと対応」>

- ・ 教職員相談室、カウンセラーによる相談、専門医による相談、産業心理の専門家による電子メール相談の実施
- ・ 管理監督者が、職員の中から相談者が仕事上迷ったり悩んだときに相談に乗るメンターを複数指名し、メンターによる日常の会話等を通した継続的な支援の実施
- ・ メンタルヘルス不調者への対応について、管理職対象の研修実施や専門家(精神科医)からの助言が受けられる制度の整備

<④「職場復帰における支援」>

- ・ 職場復帰トレーニングの実施及び実施状況についての日誌により医師による検討会の実施、その後の助言等のフォロー
- ・ 「心の不健康状態により休養した職員の復帰支援に関する要領」の制定
- ・ 精神疾患で休職している教員の円滑な職場復帰に向けて、関係者と連携しながら助言指導するとともに、再休職の防止を図るための復帰訓練機関を設置

## 5 快適な職場環境の形成施策について

厚生労働省は、快適な職場環境の形成を促進するため、事業者の取り組みが円滑かつ効果的に行われるよう「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を公表している。

当該指針においては、上記の措置についての具体的項目が示されている。

今回のアンケート調査では、快適な職場環境の形成施策の実施状況についての回答を求めた。(図 2-11、図 2-12 参照)

(項目)

①「職員室等の執務環境の管理・改善」:

空気環境について浮遊粉塵や臭気等の職員が不快に感じる因子が適切に管理されたものとともに、温度、湿度、照度等が作業に従事する職員に適した状態に維持管理されること。

②「職員の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備」:

職務に従事することにより生ずる、心身の疲労の回復を図るための休憩室等の施設の設置・整備を図ること。

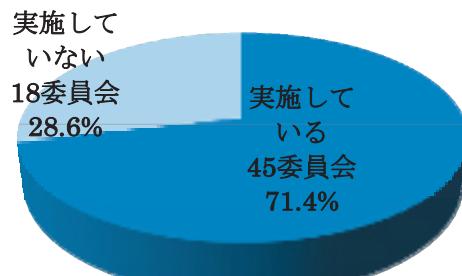
③その他の施設・設備の維持管理 :

洗面所、トイレ等職員の職場生活において必要となる施設・設備について清潔で使いやすい状態となるよう維持管理すること。

(回答方式：快適な職場環境の形成施策 3 項目の中から、重点的に実施している施策を全て選択)

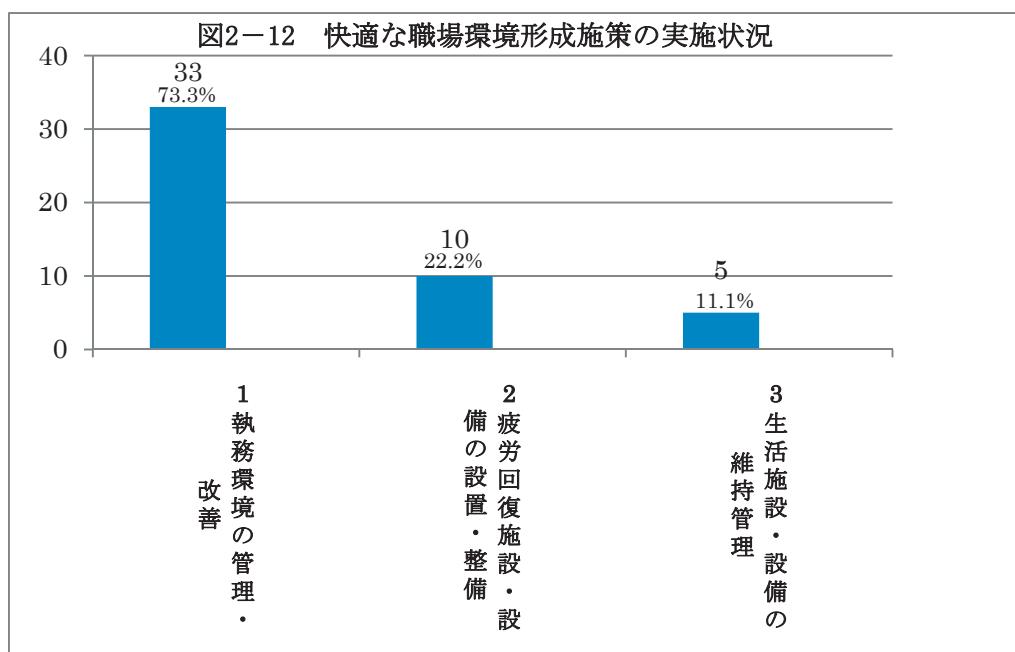
回答のあった 63 委員会のうち、「快適な職場環境の形成施策を実施している」が 45 委員会 (71.4%)、「実施していない」が 18 委員会 (28.6%) となっている。

図2-11 快適な職場環境形成施策の実施状況



快適な職場環境の形成施策を実施している教育委員会における具体的項目の実施状況については、「職員等の執務環境の管理・改善」が33委員会(73.3%)、「職員の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備」が10委員会(22.2%)、「その他の施設・設備の維持管理」が5委員会(11.1%)となっている。

過半数の教育委員会が快適な職場環境の形成のための措置を実施しているものの、十分な実施状況とは言えない。



なお、上記各項目別に具体例を列記すると、

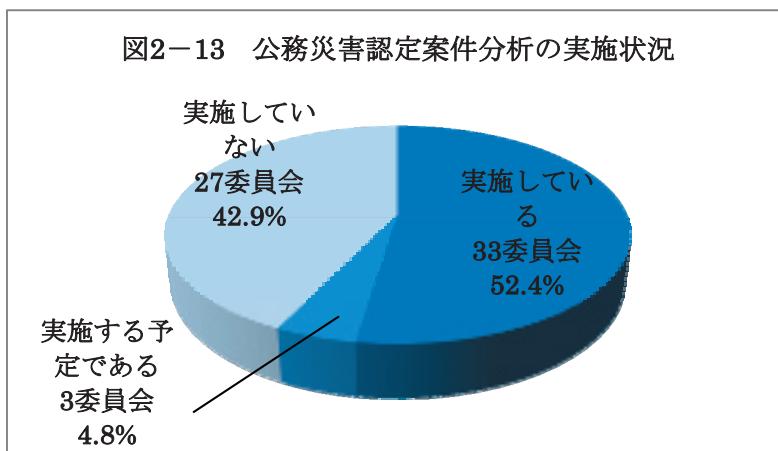
<①「職員室等の執務環境の管理・改善」>

- ・ 学校敷地内禁煙
  - ・ 学校薬剤師や外部委託業者による学校環境衛生検査の実施  
(ex. 年2回程度、まぶしさ、騒音環境及び騒音レベル、空気環境の検査実施)
  - ・ 「県立学校施設整備等維持管理の手引」の作成・配布(下記②及び③の内容についても「法令に基づく要点検・確認事項」として注意喚起されている。)
  - ・ 職場巡視による問題の発見及び改善
  - ・ 暖房稼働中は、適切な湿度を保つため、各執務室への加湿器の整備
  - ・ 全校の教室を対象としたホルムアルデヒド、有機化合物検査の実施
- <②「職員の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備」>
- ・ 横になることが可能な男女別の休憩室(空調設備含む)の整備
  - ・ 「県立学校職員用休養室完備方針」に基づく休養室の整備

- ・ 学校からの要望及び当該校の施設状況をふまえて設置（空き教室の休憩室化、休憩室にブラインド設置）
  - ・ 夏場などの高温時に対応するため、新設・改築時に職員用シャワーの整備
- <③「その他の施設・設備の維持管理」>
- ・ 生徒・職員が毎日清掃を行い、良好な衛生環境の維持管理
  - ・ 業者請け負いによるトイレ等の清掃の実施
  - ・ 事故防止のため、新設・改築時に床面に段差のないバリアフリー化の推進
  - ・ 肢体不自由者への対応として、新設・改築時にエレベータの設置
  - ・ 職員用トイレ等の老朽化を解消するための給排水管、床等の回収、便器の取替等について教育委員会で順次対応

## 6 公務災害認定案件の分析について

今回のアンケート調査において、教育委員会における公務災害認定案件の独自分析や、再発防止対策の実施状況について回答を求めたところ、回答のあった 63 委員会のうち、「実施している」または、「実施する予定である」が 36 委員会（57.2%）、「実施していない」が 27 委員会（42.9%）となっている。（図 2-13 参照）



なお、「実施している」と回答した委員会での具体例を列記すると、

- ・ 公務災害認定状況を、所属、負傷、発生月、年齢、職種の別に分類し、会議の際に紹介して注意喚起を促している。
- ・ 地方公務員災害補償制度について、広報誌に掲載し、毎年全職員に周知するとともに、公務災害の防止を啓発している。
- ・ 職員あての広報紙に公務災害の認定件数や発生時の態様等について掲載している。
- ・ 校種、発生場所、活動状況、傷病名別状況、発生した月、曜日、時間を分析し、安全衛生委員会で報告している。
- ・ 「職員安全衛生協議会」において、事業所代表者等に対し、公務災害の発生状況と防止に関する情報提供を行っている。
- ・ 年1回公務災害の発生件数と被災が多かった場所、公務災害を未然に防ぐための注意点について通知している。
- ・ 市町立小中学校に対しても校種、男女別、事故時の態様について事例を紹介することで、注意喚起を促している。（県教委）
- ・ 公務災害認定案件の内容について、被災事例を状況ごとに分析し、衛生管理者担当者研修会にて紹介し、注意を促している。
- ・ 公務災害認定時において、該当所属に事後に実施した防止対策の報告を義務付け、二度と発生することのないよう抑制している。
- ・ 前年度の災害内容を報告し、事故の状況別、年齢別に分類し、校長会において注意喚起する。
- ・ 市費の案件について、認定事例集・ヒヤリハット事例集の紹介（県費については実施していないこと：政令市）
- ・ 管理職（新任教頭）に対する研修会で、公務災害を時期、年齢、場所、状況別に分類した被災事例を紹介し、注意喚起を促している。



### 第3章 教育職員における公務災害認定状況の分析結果



### 第3章 教育職員における公務災害認定状況の分析結果

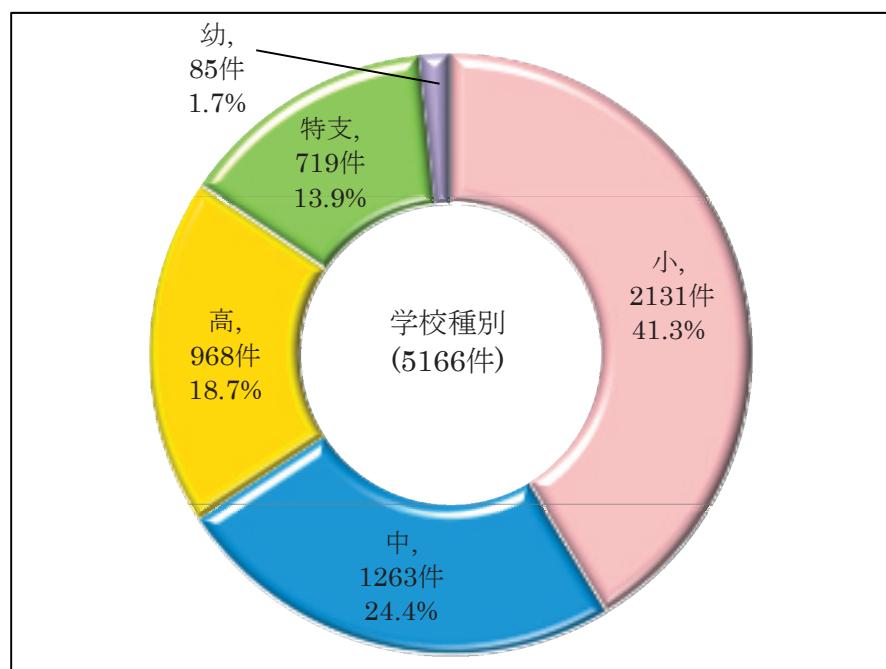
地方公務員災害補償基金（以下、「基金」という。）により平成20年度に認定された公務災害案件（以下、「認定案件」という。）のうち、学校に勤務する教育職員（講師、産休・育休代替職員等を含む。事務職員、給食調理員、用務員等を除く。）に関する5,166件（分析可能な案件に限る）について、「学校種別」、「学校設置者別」、「災害発生時の態様別」、「災害発生時の場所別」、「災害発生時の類型別」、「災害発生時の型別」、「起因物別」、「傷病部位別」、「主たる傷病名別」の9区分により分析した。

なお、このうち、「学校種別」、「学校設置者別」、「災害発生時の態様別」、「災害発生時の場所別」、「災害発生時の類型別」については、基金より提供された災害発生状況から判断して新たに分類したものであり、それ以外の項目については、基金各支部において認定業務上、すでに分類してあったものである。

#### 1 学校種別

認定案件を①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤特別支援学校の5種類に区分したところ、「小学校」が全体のほぼ半数となる2,131件（41.3%）と最も多く、次いで「中学校」が1,263件（24.4%）、「高等学校」が968件（18.7%）、「特別支援学校」が719件（13.9%）、「幼稚園」が85件（1.7%）の順となっている。（図3-1参照）

図3-1 学校種別公務災害認定案件（平成20年度）



また、教員千人当たりの認定案件数（母数である学校種別の教員数については、平成20年地方公共団体定員管理調査結果（総務省）を使用）をみると、「幼稚園」が4.5件、「小学校」が4.9件、「中学校」が5.4件、「高等学校」が4.8件と概ね5件前後という中、「特別支援学校」が10.6件と他校種の約2倍となっており、教員数に比べて公務災害件数が大変多くなっている。（図3-2、表3-1参照）

図3-2 学校種別公務災害千人率（平成20年度）

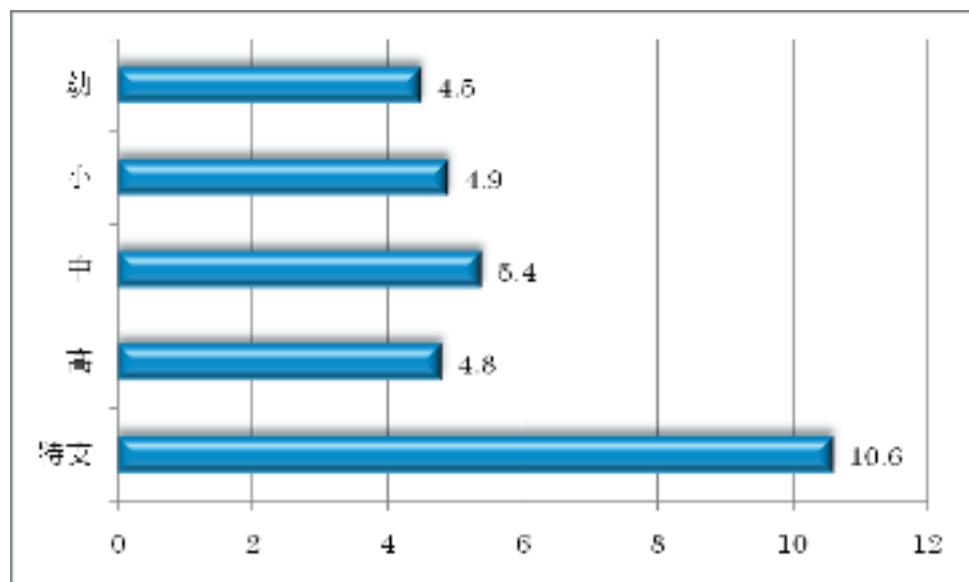


表3-1 校種別教員数

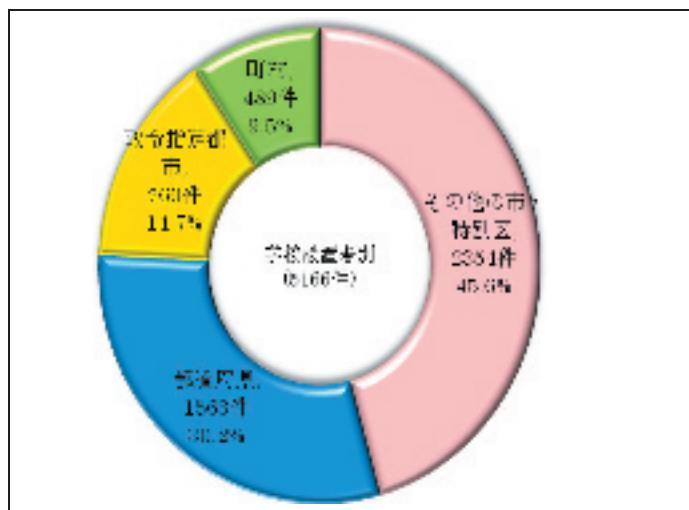
幼稚園	18,801
小学校	438,789
中学校	235,031
高等学校	202,141
特別支援学校	67,948
合計	962,710

出典：平成20年地方公共団体定員管理調査結果（総務省）

## 2 学校設置者別

認定案件を①都道府県、②政令指定都市、③④を除くその他の市・特別区、④町村の4種類に区分したところ、「その他の市・特別区」がほぼ半数となる2,354件(45.6%)と最も多く、次いで「都道府県」が1,563件(30.2%)、「政令指定都市」が760件(14.7%)、「町村」が489件(9.5%)の順となっている。(図3-3参照)

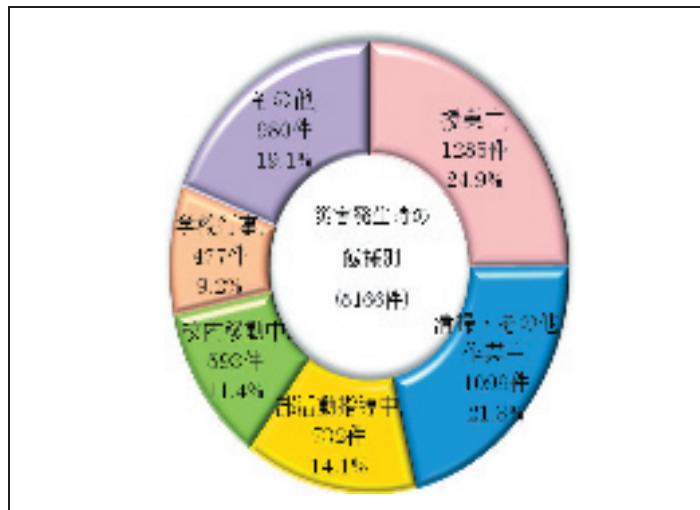
図3-3 学校設置者別公務災害認定案件(平成20年度)



## 3 災害発生時の態様別

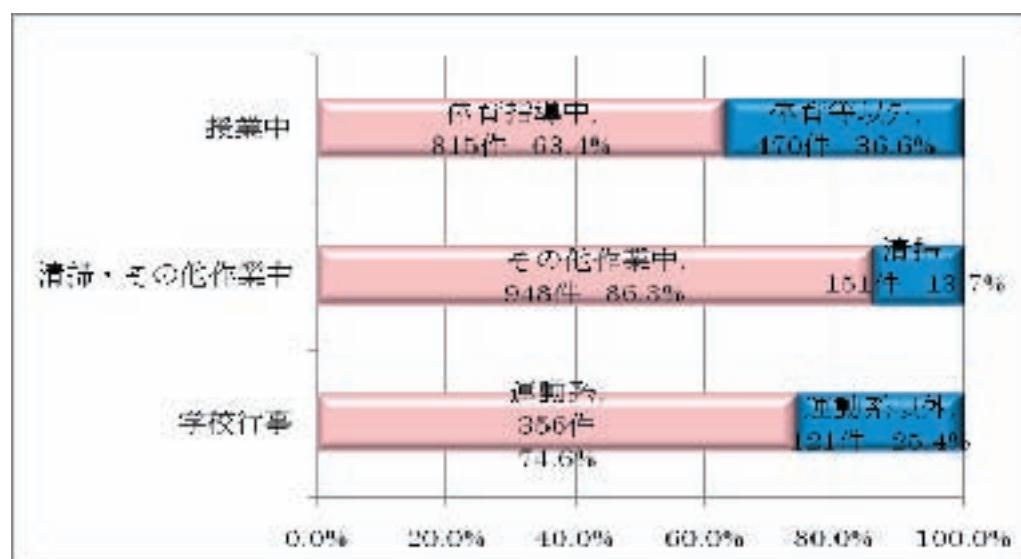
認定案件を災害発生時の態様別にみると、「授業中」が1,285件(24.9%)と最も多く、次いで「清掃・その他作業中」が1,099件(21.3%)、「部活動指導中」が732件(14.1%)、「校内移動中」が593件(11.4%)、「学校行事」が477件(9.2%)の順となっている。(図3-4参照)

図3-4 災害発生時の態様別公務災害認定案件(平成20年度)



このうち、「授業中」を「体育等指導中」と「体育等以外指導中」に分類したところ、「体育等指導中」が815件(63.4%)、「体育等以外指導中」が470件(36.6%)となり、体育やそれ以外でも運動指導中の案件が多くなっている。また、「清掃・その他作業中」を「清掃中」と「その他作業中」に分類したところ、「清掃中」が151件(13.7%)、「その他作業中」が948件(86.3%)となり、掲示物の張り替えや教材準備作業等での案件が多くなっている。さらに、「学校行事」を「運動系」と「運動系以外」に分類したところ、「運動系」が356件(74.6%)、「運動系以外」が121件(25.4%)となり、体育祭、マラソン大会、スキー教室等での案件が多くなっている。(図3-5参照)

図3-5 「授業中」「清掃・その他作業中」「学校行事」の細分類



また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の4校種ごとで災害発生時の態様別にみると、小学校(2,131件)では、「清掃・その他作業中」が561件(26.3%)と最も多く、次いで「授業中」が542件(25.4%)となっている。中学校(1,263件)では、「部活動指導中」が332件(26.3%)と最も多く、次いで「授業中」が287件(22.7%)となっている。高等学校(968件)では、「部活動指導中」が295件(30.5%)と最も多く、次いで「清掃・その他作業中」が185件(19.1%)、ほぼ同数で「授業中」が184件(19.0%)となっている。特別支援学校(719件)では、「授業中」が255件(35.5%)と最も多く、次いで「清掃・その他作業中」が77件(10.7%)となっている。(図3-6、3-7、3-8、3-9参照)

図3－6 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成20年度：小学校）

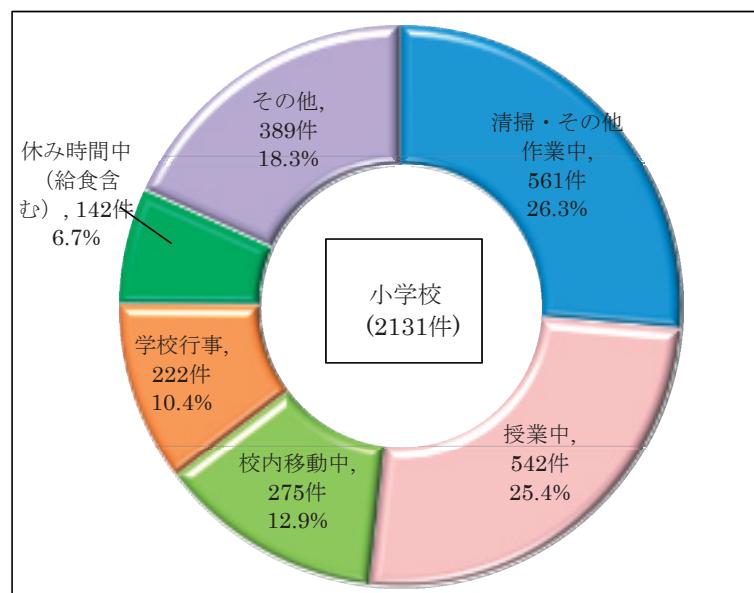


図3－7 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成20年度：中学校）

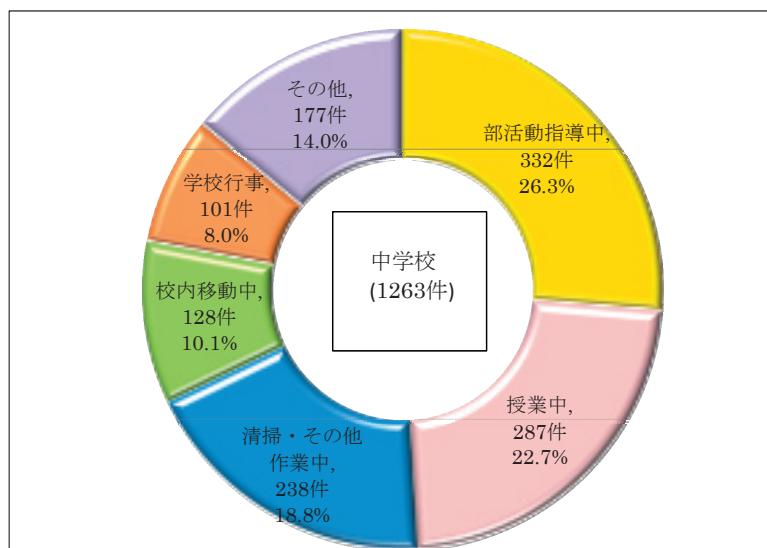


図3-8 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成20年度：高等学校）

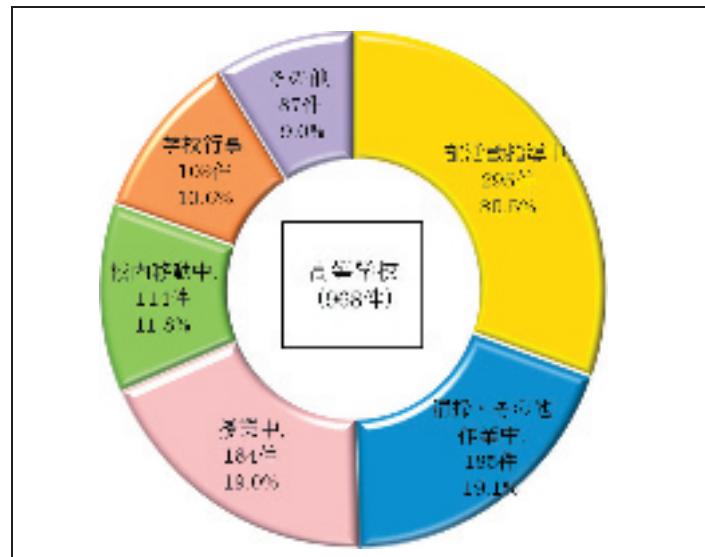
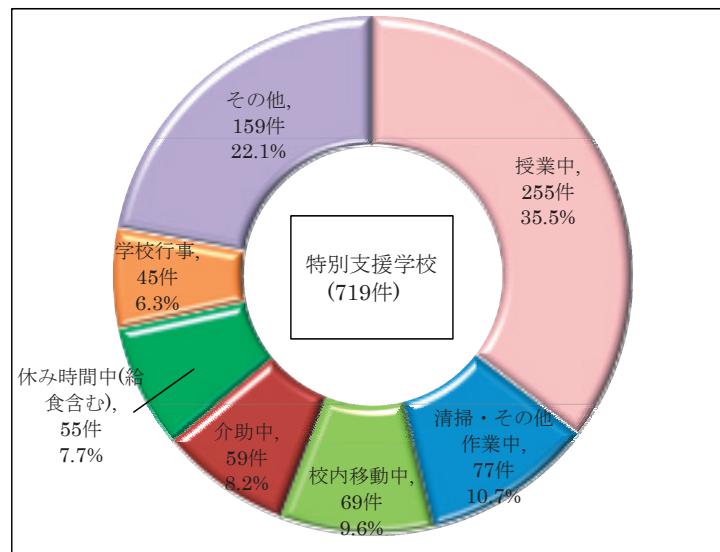


図3-9 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成20年度：特別支援学校）

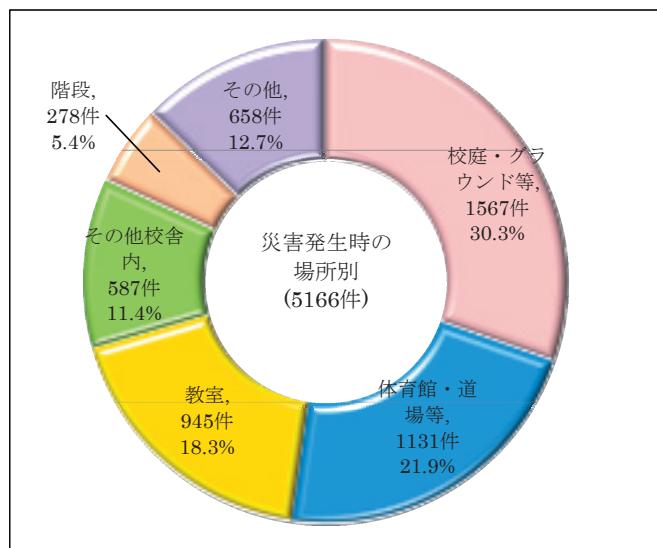


全体的には「授業中」での災害が多いが、中学校及び高等学校において、「部活動指導中」での災害が最も多いことは校種による特色といえる。

#### 4 災害発生時の場所別

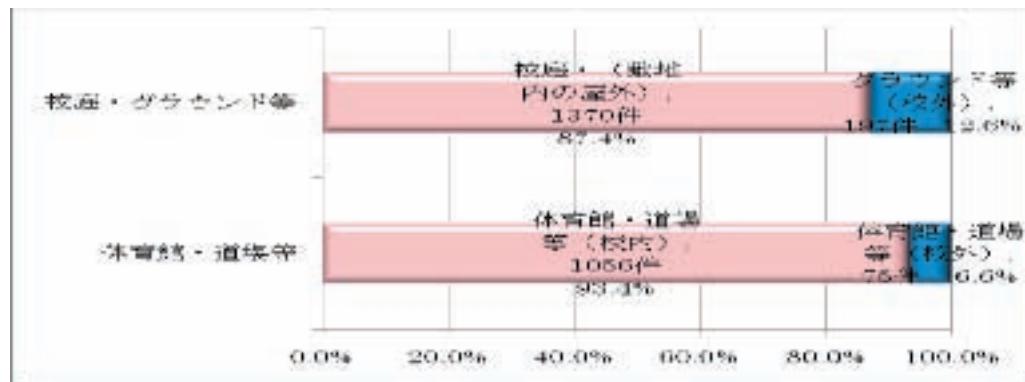
認定案件を災害発生時の場所別にみると、「校庭・グラウンド等」が1,567件(30.3%)と最も多く、次いで「体育館・道場等」が1,131件(21.9%)、「教室」が945件(18.3%)、「その他校舎内」が587件(11.4%)、「階段」が278件(5.4%)の順となっている。(図3-10参照)

図3-10 災害発生時の場所別公務災害認定案件(平成20年度)



このうち、「校庭・グラウンド等」を「学校内」と「学校外」に分類したところ、学校内が1,370件(87.4%)、学校外が197件(12.6%)となった。また、「体育館・道場等」を「学校内」と「学校外」に分類したところ、学校内が1,056件(93.4%)、学校外が75件(6.6%)となった。(図3-11参照)

図3-11 「校庭・グラウンド等」「体育館・道場等」の細分類



また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の4校種ごとで災害発生時の場所別にみると、小学校（2,131件）では、「校庭・グラウンド等」が728件（34.2%）と最も多く、次いで「教室」が376件（17.6%）となっている。中学校（1,263件）では、「体育館・道場等」が368件（29.1%）と最も多く、次いで「校庭・グラウンド等」がほぼ同数の361件（28.6%）となっている。高等学校（968件）では、「体育館・道場等」が319件（33.0%）と最も多く、次いで「校庭・グラウンド等」がほぼ同数の315件（32.5%）となっている。特別支援学校（719件）では、「教室」が238件（33.1%）と最も多く、次いで「校庭・グラウンド等」が136件（18.9%）となっている。（図3-12、3-13、3-14、3-15参照）

図3-12 災害発生時の場所別公務災害認定案件（平成20年度：小学校）

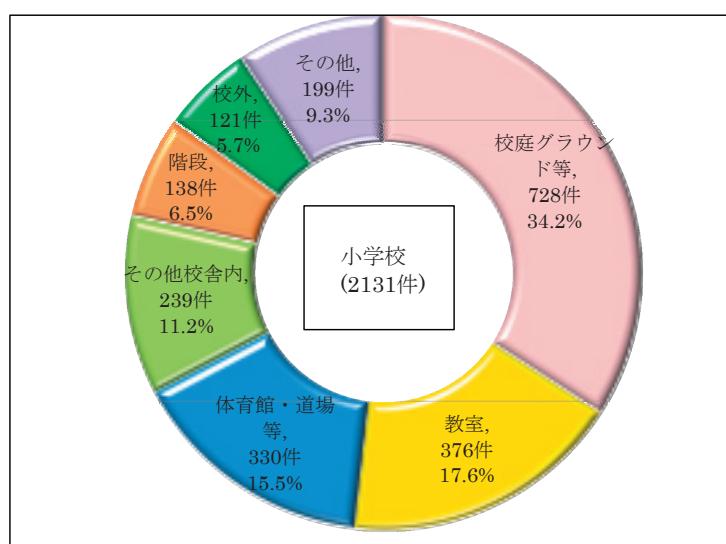


図3-13 災害発生時の場所別公務災害認定案件（平成20年度：中学校）

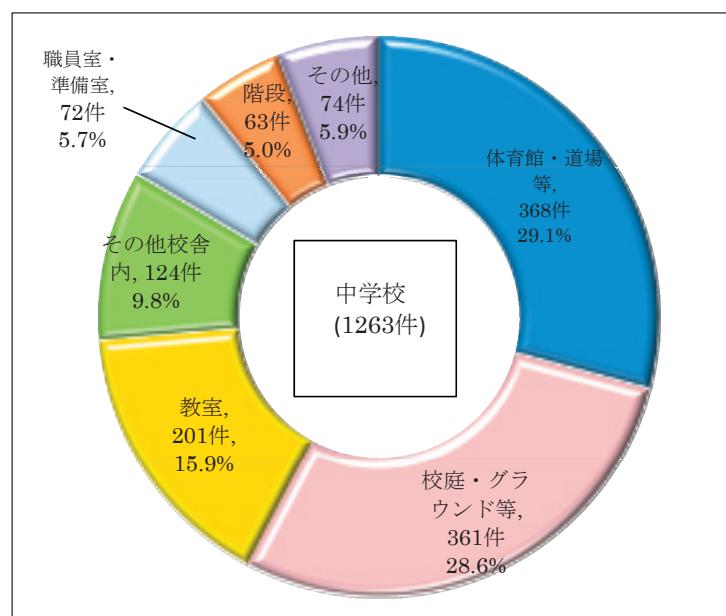


図3-14 災害発生時の場所別公務災害認定案件（平成20年度：高等学校）

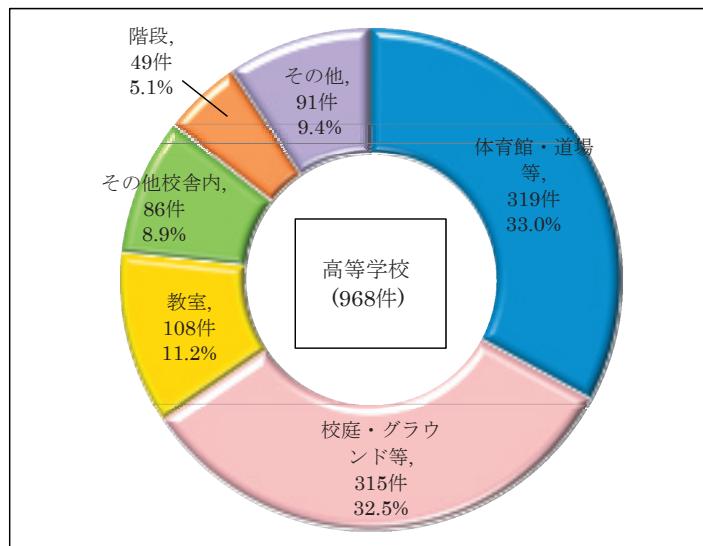


図3-15 災害発生時の場所別公務災害認定案件（平成20年度：特別支援学校）

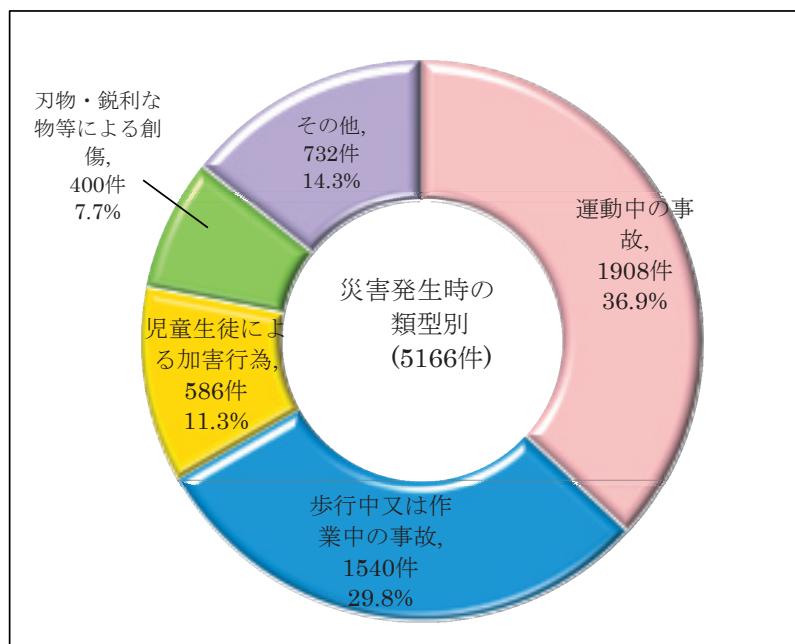


中学校及び高等学校において、「体育館・道場等」及び「校庭・グラウンド等」でそれぞれ半数以上の災害が発生していることは、この校種が「部活動指導中」での災害が多いことと関連付けられる。

## 5 災害発生時の類型別

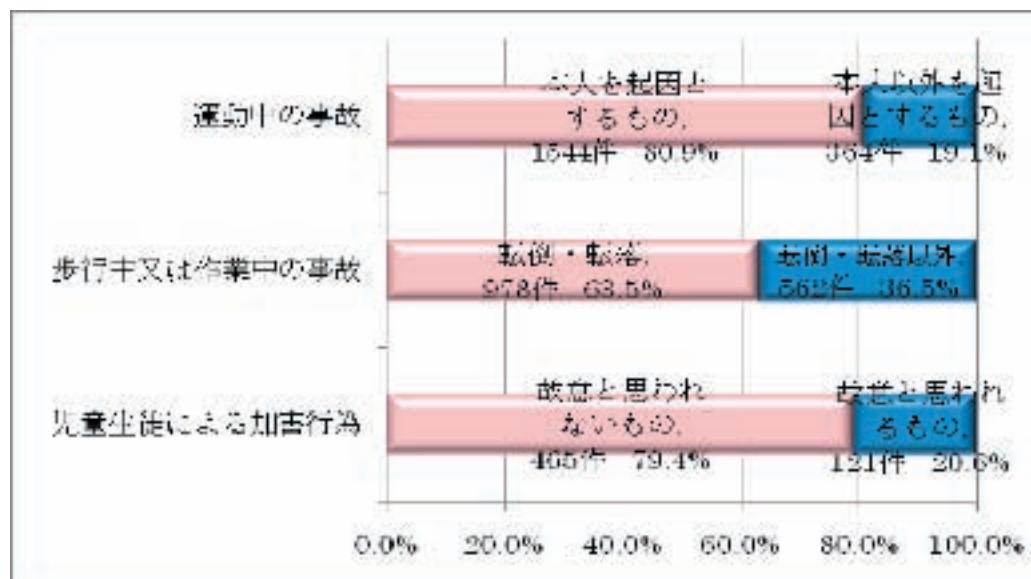
認定案件を災害発生時の類型別にみると、「運動中の事故」が 1,908 件 (36.9%) と最も多く、次いで「歩行中または作業中の事故」が 1,540 件 (29.8%)、「児童生徒による加害行為」が 586 件 (11.3%)、「刃物・鋭利な物等による創傷」が 400 件 (7.7%) の順となっており、「運動中の事故」と「歩行中または作業中の事故」で全体の 66.7%を占めている。(図 3-16 参照)

図 3-16 災害発生時の類型別公務災害認定案件 (平成 20 年度)



このうち、「運動中の事故」を「本人を起因としているもの」と「本人以外を起因としているもの」に分類したところ、本人を起因としているものが 1,544 件 (80.9%)、児童が投げたボールに当たった等、本人以外を起因としているものが 364 件 (19.1%) となった。また、「歩行中または作業中の事故」を「転倒・転落」と「転倒・転落以外」に分類したところ、転倒・転落が 978 件 (63.5%)、転倒・転落以外が 562 件 (36.5%) となった。さらに、「児童生徒による加害行為」を「故意と思われるもの」と「故意と思われないもの」に分類したところ、故意と思われるものが 121 件 (20.6%)、故意と思われないものが 465 件 (79.4%) となり、特別支援学校（学級）の児童生徒が、突然の情緒不安定により加害行為を行ってしまう、という案件が多くなっている。(図 3-17 参照)

図3-17 「運動中の事故」「歩行中又は作業中の事故」「児童生徒による加害行為」の細分類



また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の4校種ごとで災害発生時の類型別にみると、小学校（2,131件）では、「歩行中又は作業中の事故」が768件（36.0%）と最も多く、次いで「運動中の事故」が693件（32.5%）となっている。中学校（1,263件）では、「運動中の事故」が566件（44.8%）と最も多く、次いで「歩行中又は作業中の事故」が325件（25.7%）となっている。高等学校（968件）では、「運動中の事故」が497件（51.3%）と最も多く、次いで「歩行中又は作業中の事故」が263件（27.2%）となっている。特別支援学校（719件）では、「児童生徒による加害行為」が314件（43.7%）と最も多く、次いで「歩行中又は作業中の事故」が150件（20.9%）となっている。（図3-18、3-19、3-20、3-21 参照）

図3－18 災害発生時の類型別公務災害認定案件（平成20年度：小学校）

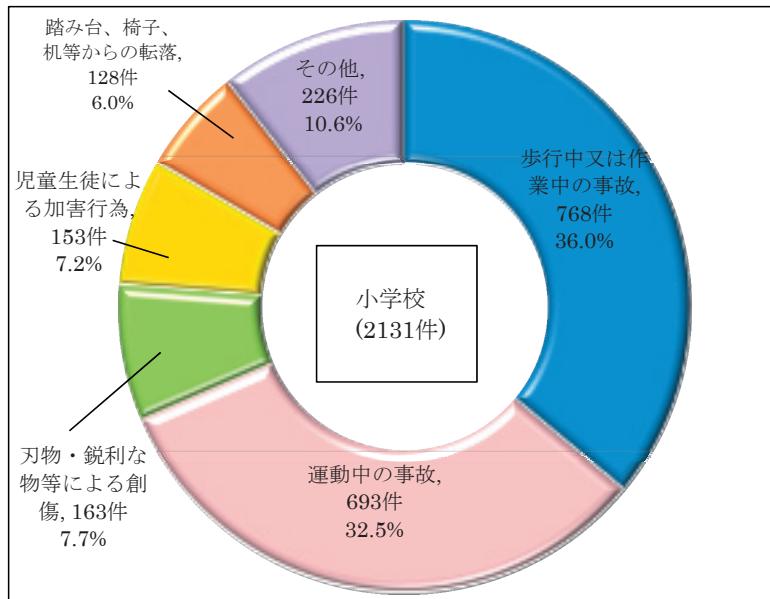


図3－19 災害発生時の類型別公務災害認定案件（平成20年度：中学校）

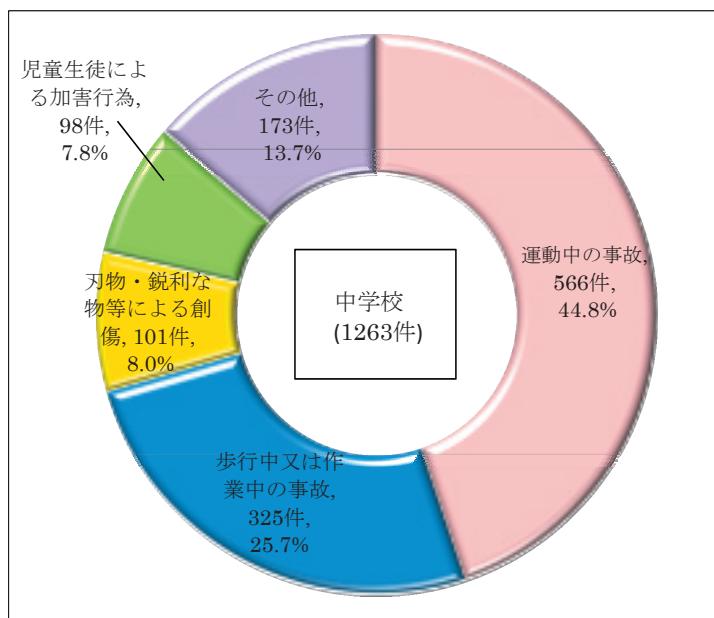


図3－20 災害発生時の類型別公務災害認定案件（平成20年度：高等学校）

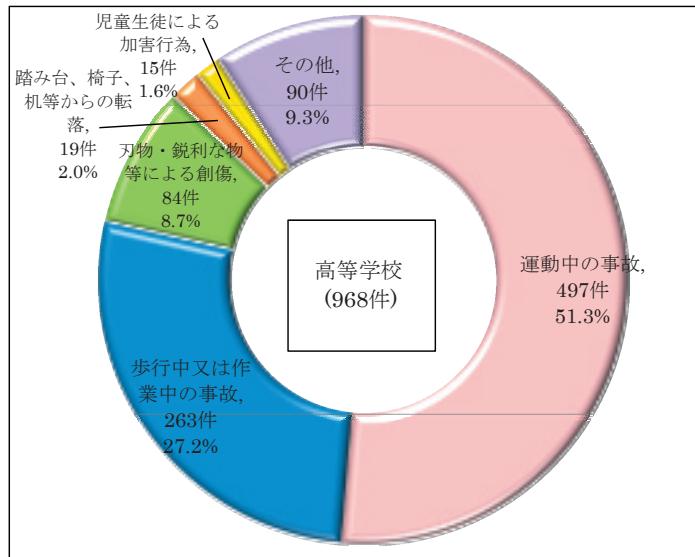
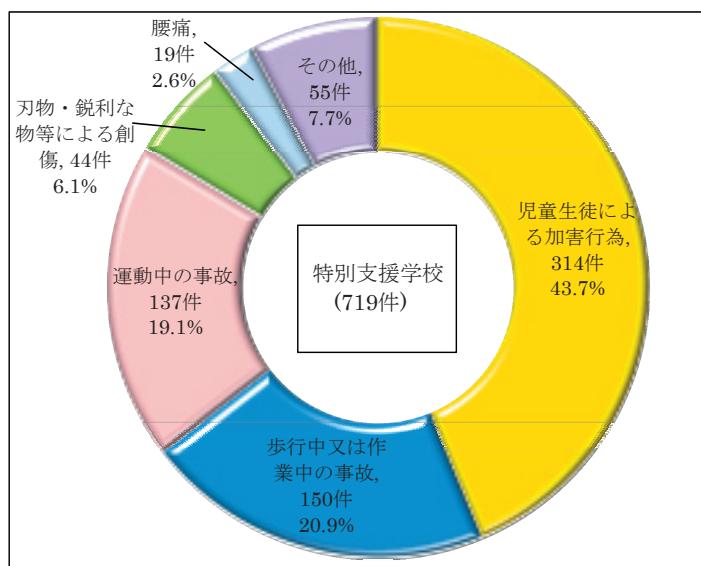


図3－21 災害発生時の類型別公務災害認定案件（平成20年度：特別支援学校）

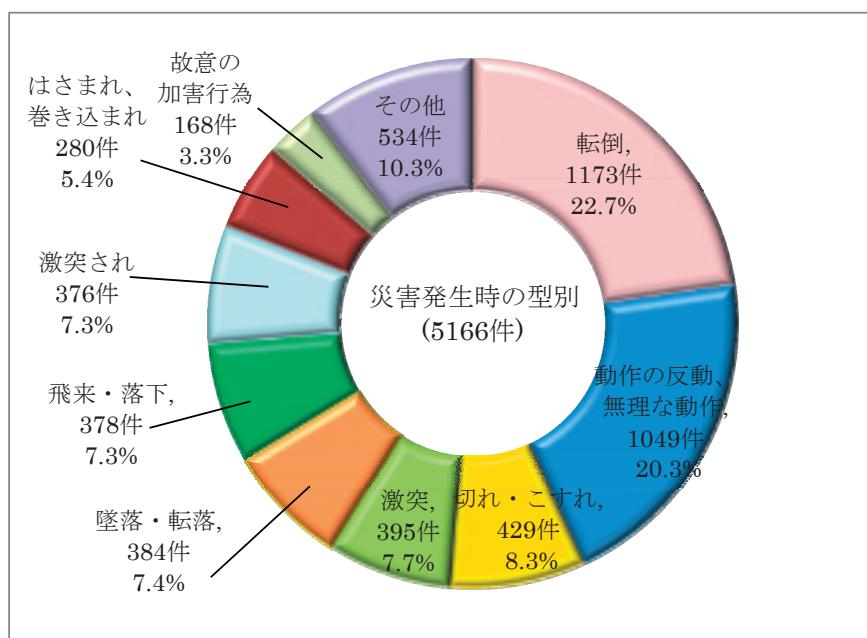


中学校及び高等学校において、「運動中の事故」が多く発生しているのも態様別、場所別から関連付けられる。一方で、特別支援学校では「児童生徒による加害行為」が半数近くを占めている。突然、情緒不安定な状態になってしまうことがある児童生徒と接することが多いためであり、学校の特殊性が表れているといえる。

## 6 災害発生時の型別

認定案件を災害発生時の型別にみると、「転倒」が 1,173 件 (22.7%) と最も多く、次いで「動作の反動、無理な動作」が 1,049 件 (20.3%)、「切れ・こすれ」が 429 件 (8.3%)、「激突」が 395 件 (7.7%)、「墜落・転落」が 384 件 (7.4%)、「飛来・落下」が 378 件 (7.3%)、「激突され」が 376 件 (7.3%)、「はざまれ、巻き込まれ」が 280 件 (5.4%)、「故意の加害行為」が 168 件 (3.3%) の順となっている。(図 3-22 参照)

図 3-22 災害発生時の型別公務災害認定案件 (平成 20 年度)



また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の 4 校種ごとで災害発生時の型別にみると、小学校 (2,131 件) では、「転倒」が 609 件 (28.6%) で最も多く、次いで「動作の反動、無理な動作」が 371 件 (17.4%) となっている。中学校 (1,263 件) では、「動作の反動、無理な動作」が 297 件 (23.5%) で最も多く、次いで「転倒」が 243 件 (19.2%) となっている。高等学校 (968 件) では、「動作の反動、無理な動作」が 259 件 (26.8%) と最も多く、次いで「転倒」が 188 件 (19.4%) となっている。特別支援学校 (719 件) では、「交通事故」及び「高温・低温の物との接触」等を含む「その他」が 128 件 (17.8%) と最も多いが、それを除くと、「動作の反動、無理な動作」が 115 件 (16.0%)、次いで「激突され」が 110 件 (15.3%)、ほぼ同数で「転倒」が 107 件 (14.9%) となっている。(図 3-23、3-24、3-25、3-26 参照)

図3-23 災害発生時の型別公務災害認定案件（平成20年度：小学校）



図3-24 災害発生時の型別公務災害認定案件（平成20年度：中学校）

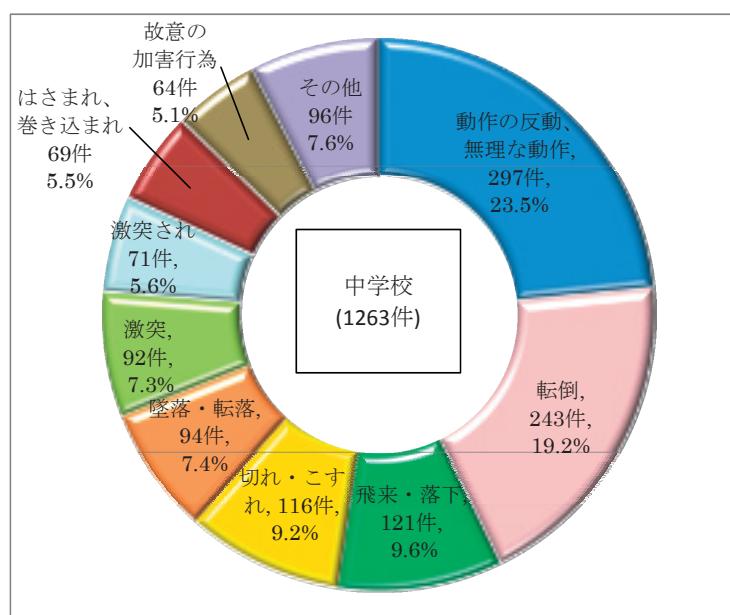


図3－25 災害発生時の型別公務災害認定案件（平成20年度：高等学校）

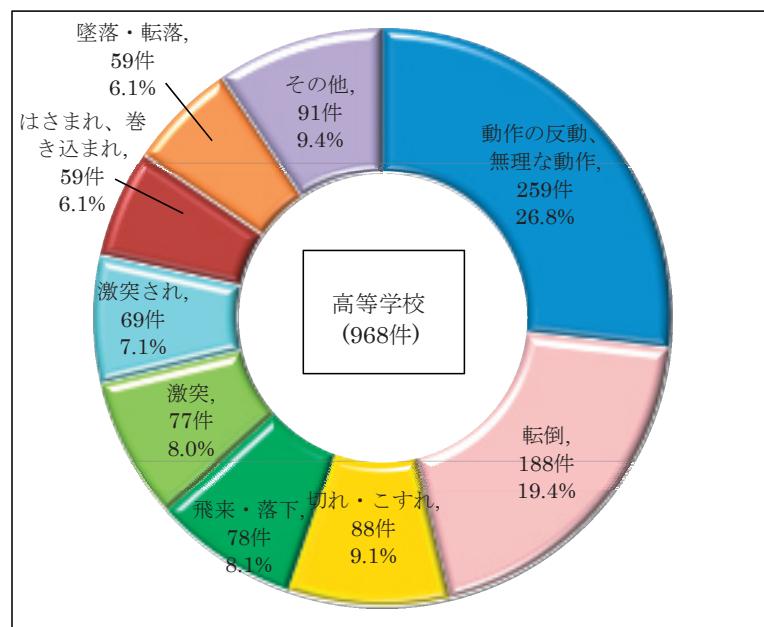
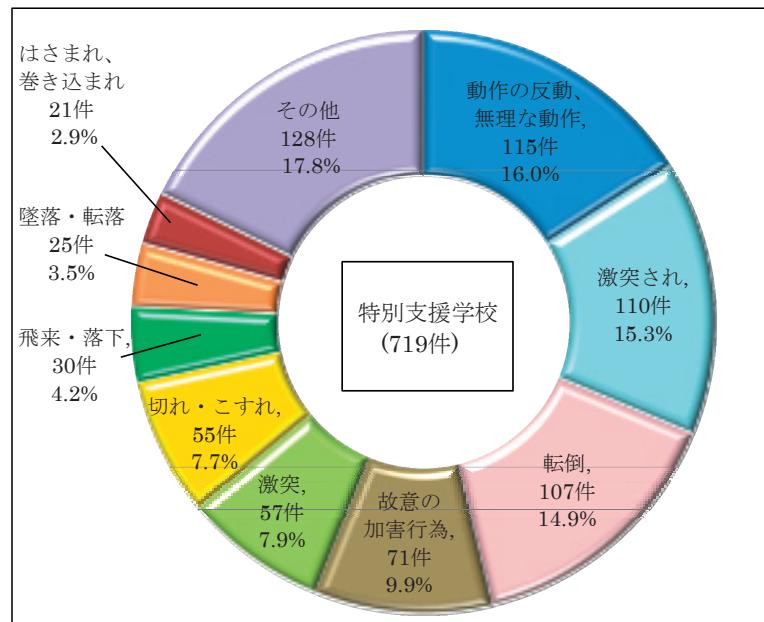


図3－26 災害発生時の型別公務災害認定案件（平成20年度：特別支援学校）

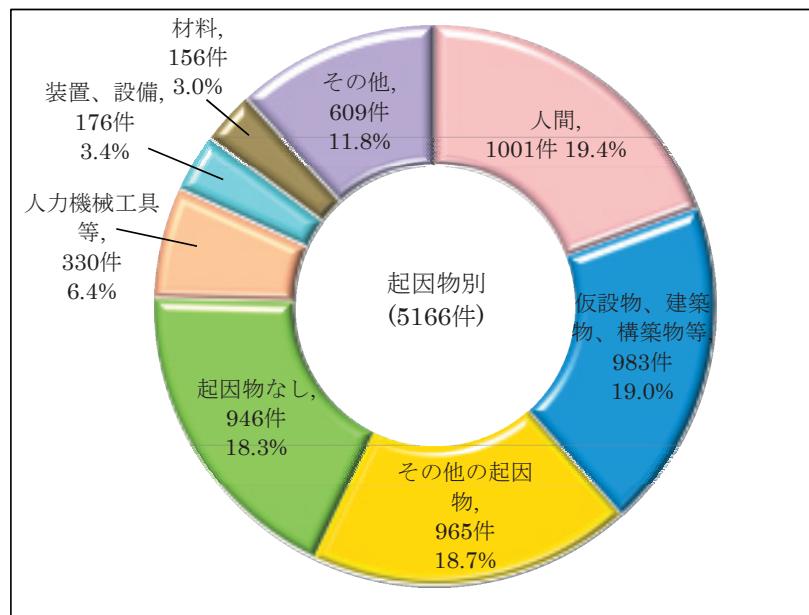


小学校、中学校、高等学校において、「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」で半数近くを占める状況であるが、特別支援学校においては、「激突され」が多くなっている。これについても、類型別でみた結果と関連付けられる。

## 7 災害の起因物別

認定案件を起因物別にみると、「人間」が 1,001 件 (19.4%) と最も多く、次いで「仮設物、建築物、構築物等」が 983 件 (19.0%)、「その他の起因物」が 965 件 (18.7%)、「起因物なし」が 946 件 (18.3%)、「人力機械工具等」が 330 件 (6.4%)、「装置、設備」が 176 件 (3.4%)、「材料」が 156 件 (3.0%) の順となっている。(図 3-27 参照)

図 3-27 起因物別公務災害認定案件（平成 20 年度）



また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の 4 校種ごとで起因物別にみると、小学校 (2,131 件) では、「仮設物、建築物、構築物等」が 483 件 (22.7%) と最も多く、次いで「その他の起因物」が 474 件 (22.2%) となっている。中学校 (1,263 件) では、「起因物なし」が 271 件 (21.5%) と最も多く、次いで「仮設物、建築物、構築物等」が 239 件 (18.9%)、ほぼ同数で「人間」が 234 件 (18.5%) となっている。高等学校 (968 件) では、「起因物なし」が 225 件 (23.2%) と最も多く、次いで「その他の起因物」が 191 件 (19.7%) となっている。特別支援学校 (719 件) では、「人間」が 356 件 (49.5%) と最も多く、次いで「起因物なし」が 81 件 (11.3%) となっている。(図 3-28、3-29、3-30、3-31 参照)

図3－28 起因物別公務災害認定案件（平成20年度：小学校）

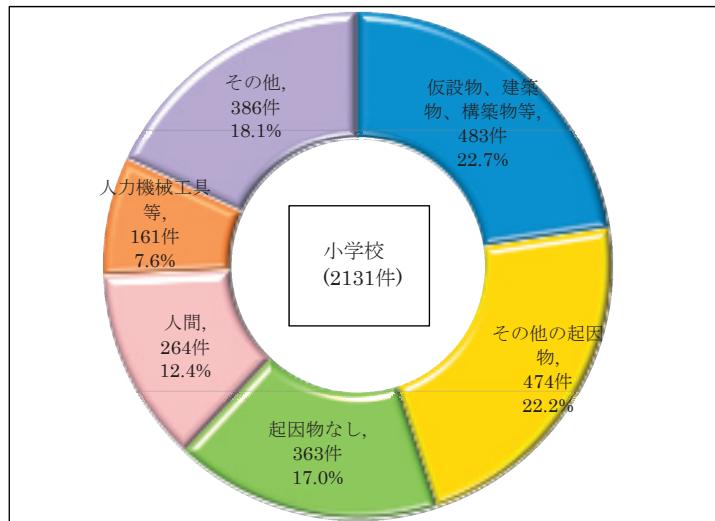


図3－29 起因物別公務災害認定案件（平成20年度：中学校）

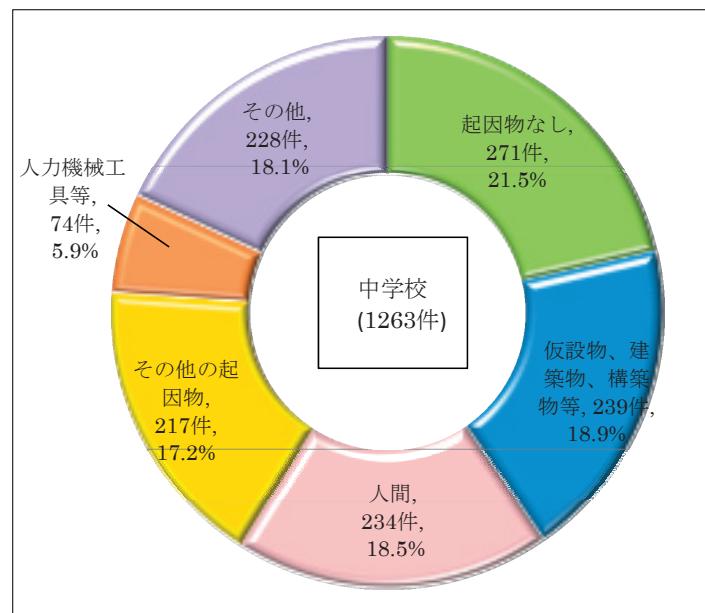


図3－30 起因物別公務災害認定案件（平成20年度：高等学校）

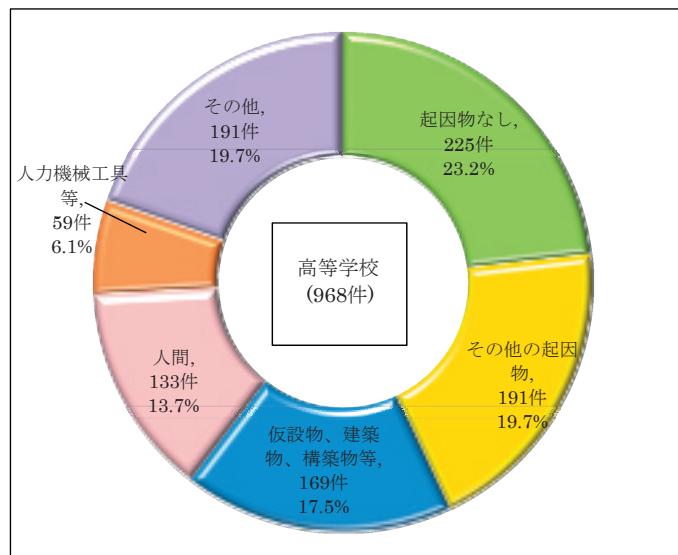
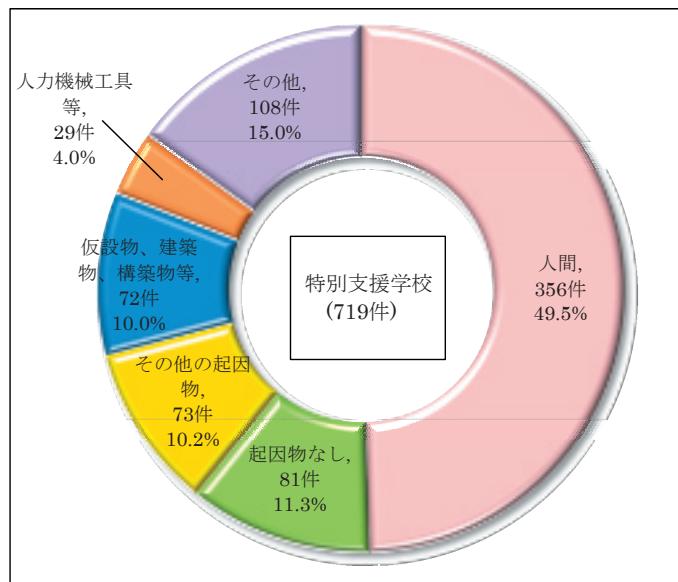


図3－31 起因物別公務災害認定案件（平成20年度：特別支援学校）



「仮設物、建築物、構築物等」については、廊下や階段等において転倒または転落するような事故や、遊具での事故等が該当する。また、「他の起因物」については、児童・生徒の投げたボールに当たって負傷するような事故や、無理な姿勢からボールを取りに行ってアキレス腱を負傷するような事故というような、運動中に多い事故等が該当する。

## 8 傷病部位別

認定案件を傷病部位別にみると、「下肢」が 1,892 件 (36.6%) と最も多く、次いで「上肢」が 1,628 件 (31.5%)、「頭部」が 743 件 (14.4%)、「胴体」が 419 件 (8.1%) の順となっており、「下肢」と「上肢」で全体の 68.1%を占めている。(図 3-32 参照)

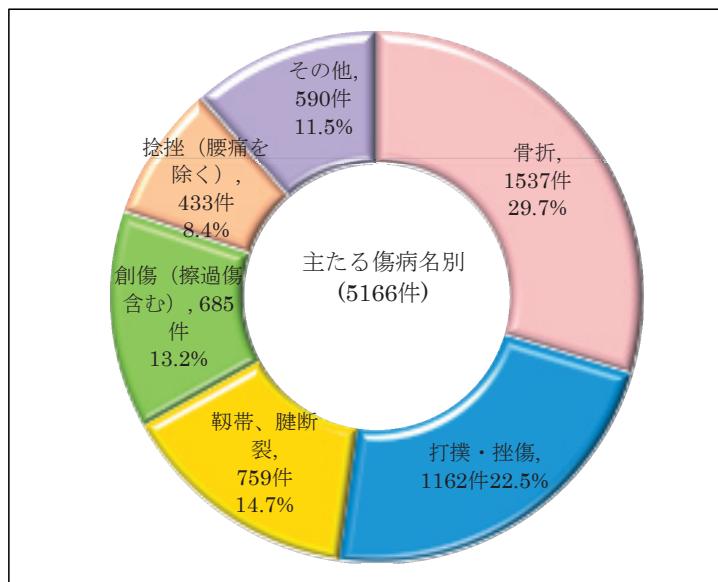
図 3-32 傷病部位別公務災害認定案件 (平成 20 年度)



## 9 主たる傷病名別

認定案件を主たる傷病名別にみると、「骨折」が 1,537 件 (29.7%) と最も多く、次いで「打撲・挫傷」が 1,162 件 (22.5%)、「靭帯、腱断裂」が 759 件 (14.7%)、「創傷 (擦過傷含む)」が 685 件 (13.2%)、「捻挫 (腰痛を除く)」が 433 件 (8.4%) の順となっている。(図 3-33 参照)

図 3-33 主たる傷病名別公務災害認定案件 (平成 20 年度)



また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の4校種ごとで主たる傷病名別にみると、小学校（2,131件）では、「骨折」が725件（34.0%）と最も多く、次いで「打撲・挫傷」が492件（23.1%）となっている。中学校（1,263件）では、「骨折」が356件（28.2%）と最も多く、次いで「打撲・挫傷」が278件（22.0%）となっている。高等学校（968件）では、「骨折」が279件（28.8%）と最も多く、次いで「靭帯、腱断裂」が203件（21.0%）となっている。特別支援学校（719件）では、「打撲・挫傷」が197件（27.4%）と最も多く、次いで「骨折」が151件（21.0%）となっている。（図3-34、3-35、3-36、3-37参照）

図3-34 主たる傷病名別公務災害認定案件（平成20年度：小学校）

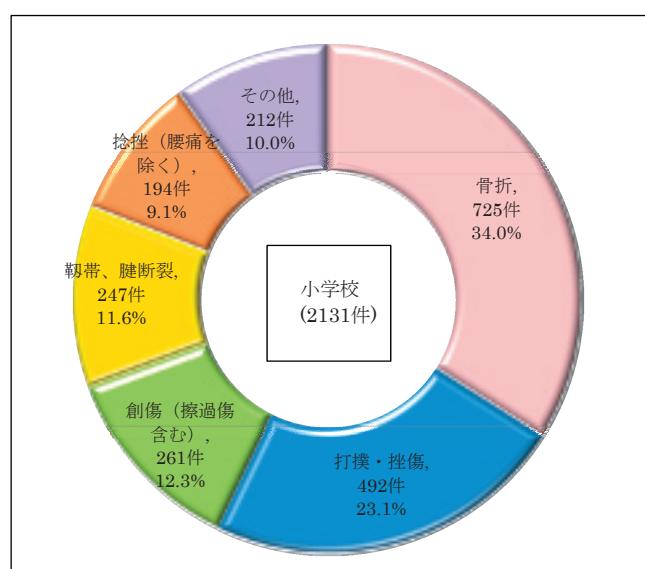


図3-35 主たる傷病名別公務災害認定案件（平成20年度：中学校）

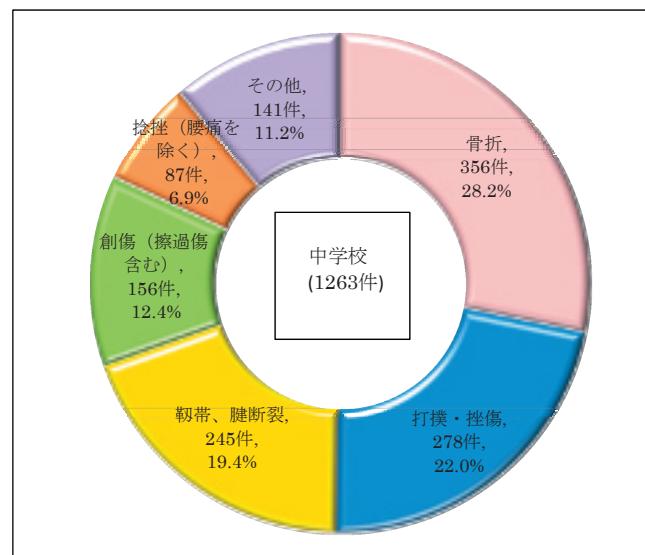


図3-3-6 主たる傷病名別公務災害認定案件（平成20年度：高等学校）

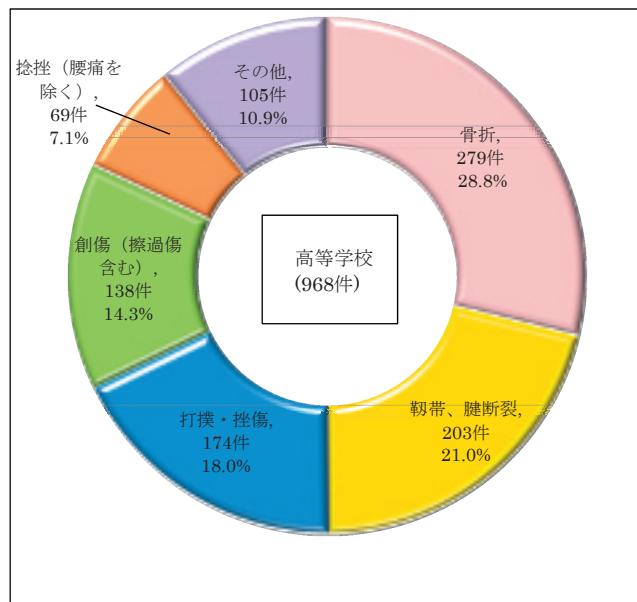
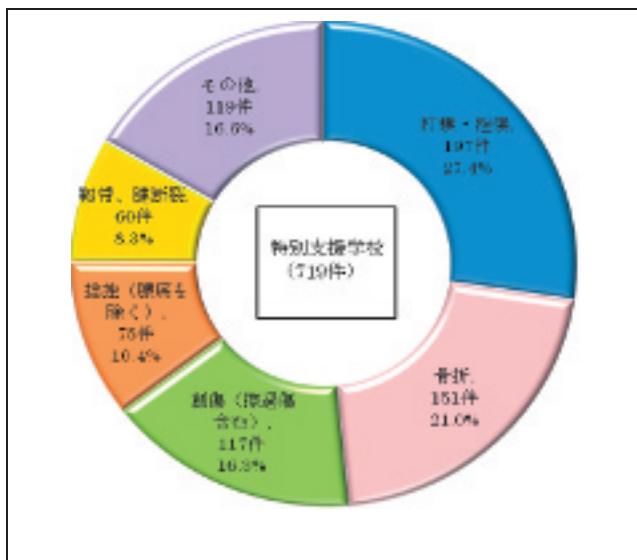


図3-3-7 主たる傷病名別公務災害認定案件（平成20年度：特別支援学校）



どの校種も、「骨折」及び「打撲・挫傷」が多くなっており、特に中学校及び高等学校においては、「靭帯、腱断裂」も多くを占めている。

## 10 その他

参考までに、基金において分類している他の3項目（「災害発生曜日別」「第三者加害該当別」「療養期間別」）について、以下のとおりである。（図3-38、3-39、3-40参照）

図3-38 災害発生曜日別公務災害認定案件（平成20年度）

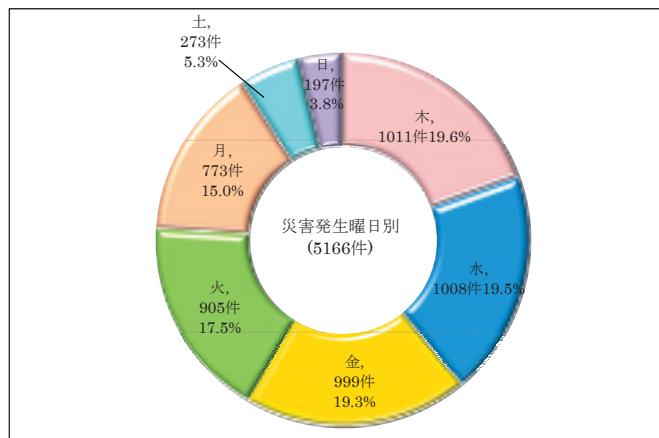
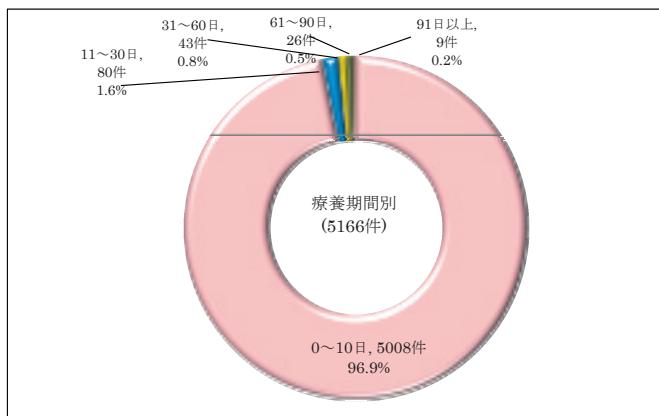


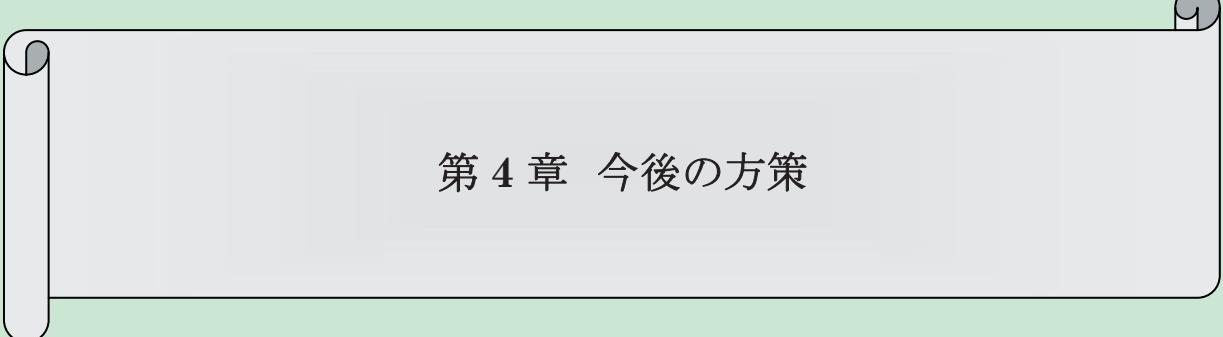
図3-39 第三者加害該当別公務災害認定案件（平成20年度）



図3-40 療養期間別公務災害認定案件（平成20年度）







## 第4章 今後の方策



## 第4章 今後の方策

ここでは、調査研究結果の総括及び今後の方策について述べることとする。

### 第1節 調査研究結果の総括

#### 1 地方公務員の公務災害の認定状況について

- ① 地方公務員の公務災害（通勤災害を除く）の認定状況は、平成15年度（2003年）以降は、5年連続で減少傾向にあるが、地方公務員数が毎年減少傾向にあるため、公務災害の発生率（千人率）でみると概ね横ばいの状態、平成11年度以降の10年間でみると公務災害発生の高止まり状態が継続しているとみられる。
- ② 平成20年度の「義務教育学校職員」及び「義務教育学校職員以外の教育職員」を合わせた、教育部門の公務災害認定件数は、7,201件となっている。
- 特に、公務災害の認定状況を職員区分別に千人率でみると、「義務教育学校職員」は緩やかな増加傾向にある。
- ③ 公務災害の被災による労働損失ならびに休業中に必要となるさまざまな措置、さらに公務災害に伴う補償費用の発生など、個人と組織にかかる損失は大きい。公務災害の原因究明とともに、公務災害の未然防止対策の確立と、その実施は喫緊の課題である。

#### 2 教育職員の公務災害防止対策に関する実態調査について

- ① 今回のアンケート調査に回答のあった都道府県・政令指定都市内に所在する公立学校は31,730校であるが、職員数49人以下の小規模の公立学校が89.4%と大部分を占めている。この特性を踏まえた安全衛生管理体制の確立と、安全衛生活動の実践を進めることが必要である。特に、教育委員会と個別の学校現場との協働、協力による公務災害防止活動が重要となる。

なお、小規模校（職員数10人から49人）においては、労働安全衛生法により安全衛生推進者等（学校においては衛生推進者）の選任が義務付けられているが、その選任状況は他の部局に比べ低い状況である。

(参考) 安全衛生推進者等の選任状況

平成22年3月31日現在

部局別	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率(%)
知事及び市長部局	14,142	13,170	93.1
<b>教育委員会</b>	<b>31,376</b>	<b>27,923</b>	<b>89.0</b>
警察	339	335	98.8
消防	2,634	2,488	94.5
企業局	1,426	1,276	89.5
合計	49,917	45,192	90.5

出典：総務省「安全衛生管理体制の整備状況」

- ② 都道府県や政令指定都市の教育委員会において、安全衛生施策としてこれまで行ってきた上位 5 施策は、1 位：安全衛生管理体制の整備、2 位：健康相談やカウンセリング等による心の健康対策の実施、3 位：健康診断の充実や事後措置の実施、4 位：安全衛生教育（研修）の実施（管理者向）、5 位：安全衛生教育（研修）の実施（一般職員向）で、その半面、リスクアセスメントの実践と安全活動の PDCA サイクルの確立、中高年齢者等の心身条件に応じた配慮、作業施設や作業設備の改善、全員参加の安全衛生活動の推進を上位 5 施策とした団体はなかった。
- ③ このようなことから、教育委員会がこれまでに行ってきた安全衛生施策は、安全管理体制の整備、健康管理及び安全衛生教育の実施であって、リスクアセスメントや全員参加の安全衛生活動の推進など、教育職員を巻き込んだ現場実践型の予防活動の実績は少ないようである。
- ④ 安全衛生教育の実施状況はよいものの、大多数の教育委員会が、安全衛生教育の実施について、人的、財政的、技術的側面等にわたって不足している状況にある。
- ⑤ 「心の健康づくり計画の策定状況」をみると、「策定している」36.5%、「策定する予定である」38.1%、「策定する予定はない」25.4%というように、心の健康保持増進施策との取り組みは全体的にみて活発である。
- ⑥ メンタルヘルスケアとしての取り組みは、全体的にみてかなり高い割合で実施されているが、教員におけるメンタルヘルスの実態、心の健康づくりが必要となる背景や、一次（業務と生活関連要因）、二次（早期発見、早期治療）、三次（職場復帰）予防対策のあり方などに関しては、本調査研究とは別に取り上げる必要がある。
- ⑦ 快適な職場環境の形成施策を 71.4%が実施していると回答している。具体的な実施状況をみると、「執務環境の管理・改善」が 73.3%、「疲労回復施設・設備の設置・整備」22.2%、「その他の施設・設備の維持管理」11.1%であった。
- ⑧ 公務災害認定案件の独自分析や再発防止対策の実施状況についてみると、「実施している」が 52.4%、「実施する予定である」が 4.8%、「実施していない」が 42.9%であった。半数以上の教育委員会において、実施していることは心強い。本調査研究によって、公務災害認定案件分析の視点、及び具体的な分析方法などについて提案することで、連携できることを期待したい。

### 3 教育職員における公務災害認定状況の分析結果について

- ① 地方公務員災害補償基金により平成 20 年度に認定された教育職員に係る公務災害案件（以下、「認定案件」という。）7,201 件のうち、学校に勤務する教育職員（講師、産休・育休代替職員は含む。事務職員、給食調理員、用務員等を除く。）の認定案件は 5,166 件（分析可能な案件に限る）であった。
- ② 認定案件を学校種別にみると、「小学校」が 41.3%、「中学校」が 24.4%、「高等学校」が 18.7%、「特別支援学校」が 13.9%、「幼稚園」が 1.7%であったが、千人率で見ると、「幼稚園」が 4.5 件、「小学校」が 4.9 件、「中学校」が 5.4 件、

「高等学校」が4.8件、「特別支援学校」が10.6件であった。「特別支援学校」の公務災害発生率が、他の学校種別の2倍内外であり、公務災害防止対策に特別な支援（てこ入れ）が必要である。本調査をきっかけに、重点的な取り組み対象に指定することも考えられる。また、差は小さいが、「中学校」が他の校種に比べ、千人率がやや高い。「中学校」の独自の災害原因があるのかどうか、さらに追求する必要がある。

- ③ 認定案件を災害発生時の態様別にみると、「授業中」が24.9%、「清掃・その他作業中」が21.3%、「部活動指導中」が14.1%、「校内移動中」が11.4%、「学校行事」が9.2%であった。さらに公務災害の態様を細分化したところ、「授業中」は、「体育指導中」が63.4%、「清掃・その他作業中」では、「その他の作業中」が86.3%、「学校行事」では、「運動系」が74.6%という結果を得た。この結果から、業務遂行に当たっての安全・健康マニュアルの開発と、安全衛生に関する基本的な教育研修が必要であることが示唆される。

とりわけ「授業中」の63.4%が「体育指導中」、「学校行事」の74.6%が「運動系」、そしておそらく「部活動指導中」の大半が「運動系」であることを考慮すれば、被災教員の年齢、性別についての分析、及び被災状況の深掘りをすすめることによって、安全・健康マニュアルに盛り込むような具体的な対策が明らかになるものと思われる。また、「清掃・その他の作業」の86.3%が、「その他の作業」であることからすれば、主に民間企業ですすめられてきた5S「整理・整頓・清掃・清潔・躰」であるとか、安全文化の醸成といった手法を取り入れることも必要になる。

- ④ 認定案件を災害発生時の場所別にみると、「校庭・グラウンド等」が30.3%、「体育館・道場」が21.9%、「教室」が18.3%、「その他校舎内」11.4%、「階段」が5.4%であった。この結果は、公務災害が発生する原因が教員のその場所での行為にあるものと思われるが、その場所の安全性に問題があるかどうか、一度、安全巡回を企画してみてはどうであろうか。

- ⑤ 認定案件を災害発生時の類型別にみると、「運動中の事故」が36.9%、「歩行中または作業中の事故」が29.8%、「児童生徒による加害行為」が11.3%、「刃物・鋭利な物等による創傷」が7.7%であった。このうち、「刃物・鋭利な物等による創傷」に関しては、原因を具体的なものにまで落とし込んだ上で、そのものの使い方や安全装置などについて見直すことが必要である。また、公務災害の類型を細分したところ、「運動中の事故」については、「本人を起因とするもの」が80.9%、「歩行中または作業中の事故」は「転倒・転落」が63.5%であった。また、「児童生徒による加害行為」は、「故意と思われないもの」が79.4%を占めているが、これは、「特別支援学校」における「児童生徒による加害行為」が314件(43.7%)を占めていることとの関連が深いと思われる。特別支援学校の特殊性が表れていよいえるが、偶発的と処理してしまわずに、今後の調査によって状況の深掘りを継続したい。

- ⑥ 認定案件を災害発生時の型別にみると、「転倒」が 22.7%、「動作の反動、無理な動作」が 20.3%、「切れ・こすれ」が 8.3%で全体の半数を占めている。これは、小学校、中学校、高等学校についても同様な傾向であるが、特別支援学校においては、「激突され」が 2 番目に多くなっている。
- ⑦ 認定案件を起因物別にみると、「人間」が 19.4%で最も多く、次いで「仮設物、建設物、構築物」、「その他の起因物」であった。これを、特別支援学校についてみると、「人間」が約半数を占めている。
- ⑧ 認定案件を傷病部位別にみると、「下肢」36.6%、「上肢」31.5%、「頭部」14.4%、「胴体」8.1%であった。
- ⑨ 認定案件を主たる傷病名別にみると、「骨折」が 29.7%、「打撲・挫傷」が 22.5%、「靭帯、腱断裂」14.7%、「創傷」13.2%、「捻挫」8.4%であった。

## 第2節 今後の方策について

平成20年度における学校に勤務する教育職員（講師、産休・育休代替職員は含む。事務職員、給食調理員、用務員等を除く。）の認定案件は5,166件（分析可能な案件に限る）にのぼった。この件数は、土、日曜を含め、1日当たり平均14件強に相当しており、決して少ない数ではない。

公務災害による影響は被災者自身の受けるダメージが一番大きいが、同時に公務災害により休業を余儀なくされた場合の児童や生徒たちへの影響、代替教員の手配の問題、さらに怪我等の治療にともなう支出の発生など、多様な影響が見込まれる。こうしたことからみても、教育職員を対象とした公務災害の発生を未然に防止する対策を確立することが喫緊の課題である。

今回の調査研究結果の総括及び検討課題等を概観すると、教育現場において公務災害のない、安全な教育活動を推進するためにも、教育職員の意識改革、及び安全文化の醸成を目指しながら、当面、以下のような方策に取り組むことが望まれる。

- ① 安全衛生管理体制の一層の整備が望まれる。学校等の教育現場における安全衛生管理を実効あるものにするために、教育委員会の役割、及び校長を中心とした学校現場の役割を改めて整理・確認するとともに、両者の連携方策の検討が必要である。特に学校現場は、大半が職員数49名以下の小規模校であることを考慮し、教員の公務災害防止に有効に機能する安全衛生管理体制の仕組みづくりが望まれる。
- ② 本調査研究の結果を参考に、校種別ならびに公務災害発生の態様や類型にもとづく具体的な対策を整理し、提案することが公務災害の防止にとって有効である。その場合、すでに国内外の潮流として定着している労働安全衛生マネジメントシステムの導入・普及のもとで、PDCA（計画→実施→評価→改善）サイクルを回していくことが望ましい。
- ③ 教育現場における安全衛生を担うことのできる人材の育成を図ることが重要である。特に、教育委員会においては、安全衛生のPDCAを担うことのできる中核人材の育成、個別の学校においては、校長などの管理者と連携しながら日々の教育現場における安全衛生活動を担うファシリテータ的な役割の人材育成が必要である。
- ④ 安全衛生に関する計画的な研修・教育が重要である。この研修・教育については、管理者向け及び一般職員向けの研修・教育プログラムを開発しておきたい。実際の研修・教育に当たっては、座学によって講話を聴講するだけでなく、グループワークなどによって研修・教育に積極的に参加できるようにすることが望ましい。
- ⑤ また、公務災害の発生率が高い特別支援学校における災害や、いわゆる運動系の災害については、被災状況の深掘りを行うなど、重点的に取り組む必要がある。
- ⑥ 本調査研究において活用したデータは、教育職員の公務災害の発生状況を把握する上で非常に貴重なものである。次年度以降の公務災害防止策の検討にあたり、必要に応じてデータの再分析、特に公務災害パターンの抽出など、新機軸からの分析を期待したい。

- ⑦ 教育現場において安全衛生活動が有効に機能するために、校種や災害発生の態様、類型などの特性を踏まえたマニュアルを整備し、普及することが望ましい。マニュアルには、公務災害防止のために必要な安全作業のあり方（要領書）を中心にしてまとめるといい。同時に、多くの工場やオフィスで定着している5SやKY（危険予知）などの考え方や手法の紹介とともに、今回の調査で明らかになった類似事故またはヒヤリハットを取り上げた事例集のほか、具体的な改善の好事例集などをつくり、普及することが効果的である。
- ⑧ 将来的には、学校現場における安全衛生対策を積極的にすすめるにあたっては、同時に対策の効果を判定できるようにしておくことが重要である。特に、効果判定の指標、及び効果判定の方法の提案が必要である。
- ⑨ 教育職員の心の健康保持増進施策、特にメンタルヘルス対策に関しては非常に重要な課題であり、本調査研究とは別の取り組みを行う必要がある。

以上

資 料 編



# 「教育職員の公務災害防止対策に関する実態調査」調査票

団体名	都道府県教育委員会 市		
担当部局係名			
担当者	氏名		職
連絡先	電話		
	FAX		
	e-mail		

※調査基準日は、平成22年8月1日とします。

## 1 貴教育委員会所管の規模別(職員数別)の学校数について

次の表に、規模別(職員数別)の学校数をご記入ください(学校給食事業場を除く)。

なお、政令指定都市を含む道府県につきましては、当該市立学校分も含めてお答えください。

### (1) 小学校

1 全体の学校数	校
2 職員数9人以下の学校数	校
3 職員数10~49人の学校数	校
4 職員数50~200人の学校数	校

### (2) 中学校

1 全体の学校数	校
2 職員数9人以下の学校数	校
3 職員数10~49人の学校数	校
4 職員数50~200人の学校数	校

(3) 中等教育学校

1 全体の学校数	校
2 職員数9人以下の学校数	校
3 職員数10～49人の学校数	校
4 職員数50～200人の学校数	校

(4) 高等学校

1 全体の学校数	校
2 職員数9人以下の学校数	校
3 職員数10～49人の学校数	校
4 職員数50～200人の学校数	校

(5) 特別支援学校

1 全体の学校数	校
2 職員数9人以下の学校数	校
3 職員数10～49人の学校数	校
4 職員数50～200人の学校数	校

## 2 貢教育委員会での安全衛生対策全般について

(1) 学校における職場での公務災害防止対策又は安全衛生対策として、これまでどのような施策を重点的に行ってきましたか。

下記の選択肢のうちから、主なもの(5つ以内)を選んで番号及び具体的な内容をご記入ください。

- |                                               |                                    |
|-----------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 公務災害の原因調査の徹底                                | 11 安全衛生教育(研修)の実施(管理職向)             |
| 2 公務災害の再発防止対策の徹底                              | 12 中高年齢者等の心身条件に応じた配慮               |
| 3 公務災害事例情報の活用                                 | 13 健康診断の充実や事後措置の実施                 |
| 4 安全衛生管理体制の整備<br>(衛生管理者・推進者の選任、<br>衛生委員会の設置等) | 14 健康相談やカウンセリング等による<br>心の健康対策の実施   |
| 5 (安全)衛生委員会活性化のための<br>指導強化と支援                 | 15 業務繁忙の改善支援                       |
| 6 安全衛生管理規定や<br>マニュアル(ヒヤリハット事例等を含む)の作成         | 16 レクリエーション・体育活動の実施                |
| 7 職場巡視などによる安全点検運動の実施                          | 17 職場の執務環境の整備                      |
| 8 リスクアセスメントの実践と<br>安全活動のPDCAサイクル確立            | 18 作業施設や作業設備の改善                    |
| 9 安全衛生に関する意識啓発活動の実施や<br>日常的な注意の喚起             | 19 安全衛生施設や設備の改善<br>(休憩室・洗身施設・相談室等) |
| 10 安全衛生教育(研修)の実施(一般職員向)                       | 20 全員参加の安全衛生活動の推進                  |
|                                               | 21 その他                             |
|                                               | 22 特になし                            |

番号	具体的な内容

(2) 学校における職場での公務災害防止対策又は安全衛生対策として、今後どのような施策を実施又は充実する方針ですか。

下記の選択肢のうちから、主なもの(5つ以内)を選んで番号及び具体的な内容があればご記入ください。

- |                                                   |                                    |
|---------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 公務災害の原因調査の徹底                                    | 11 安全衛生教育(研修)の実施(管理職向)             |
| 2 公務災害の再発防止対策の徹底                                  | 12 中高年齢者等の心身条件に応じた配慮               |
| 3 公務災害事例情報の活用                                     | 13 健康診断の充実や事後措置の実施                 |
| 4 安全衛生管理体制の整備<br><br>(衛生管理者・推進者の選任、<br>衛生委員会の設置等) | 14 健康相談やカウンセリング等による<br>心の健康対策の実施   |
| 5 (安全)衛生委員会活性化のための<br>指導強化と支援                     | 15 業務繁忙の改善支援                       |
| 6 安全衛生管理規定や<br>マニュアル(ヒヤリハット事例等を含む)の作成             | 16 レクリエーション・体育活動の実施                |
| 7 職場巡視などによる安全点検運動の実施                              | 17 職場の執務環境の整備                      |
| 8 リスクアセスメントの実践と<br>安全活動のPDCAサイクル確立                | 18 作業施設や作業設備の改善                    |
| 9 安全衛生に関する意識啓発活動の実施や<br>日常的な注意の喚起                 | 19 安全衛生施設や設備の改善<br>(休憩室・洗身施設・相談室等) |
| 10 安全衛生教育(研修)の実施(一般職員向)                           | 20 全員参加の安全衛生活動の推進                  |
|                                                   | 21 その他                             |
|                                                   | 22 特になし                            |

番号	具体的な内容

### 3 貴教育委員会での安全衛生教育について

(1) 職員のための安全衛生教育として、どのようなものを行っていますか。

該当する選択肢全ての番号をご記入ください。

1 衛生管理者に対する教育(研修会の実施等)

2 衛生推進者に対する教育(研修会の実施等)

3 採用時における教育

4 一般教員に対する健康教育

5 その他

6 実施していない

「5 その他」の場合、具体的にご記入ください。

回答



(2) 職員のための安全衛生教育を実施する上で、現在、不足しているものがあればそれは何ですか。

選択肢のうちから、不足しているとお考えの項目の番号を全てご記入ください。

1 講師や指導者

2 教育を担当する職員

3 教育を実施するための施設

4 教育のための予算

5 テキスト等の教材

6 教育のカリキュラム、教育技法

7 教育を受けさせる時間的余裕

8 職員の公務災害防止に関する認識(職員から希望がない。)

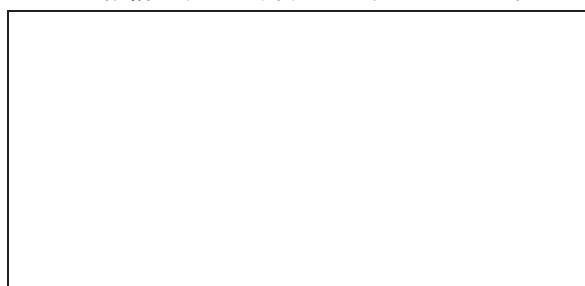
9 その他

10 実施していない

「9 その他」の場合、具体的にご記入ください。

全般的に困っていることや相談したいこと等、些細な  
ことでも結構ですので、何でもご記入ください。

回答



#### 4 貴教育委員会における職員の心の健康保持増進施策について

- (1) 労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働省において「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を定めています。

この指針では、「事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会又は安全衛生委員会において十分調査審議を行い、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするとおもに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画(以下「心の健康づくり計画」という。)を策定し、実施する必要がある。」としていますが、貴教育委員会では、心の健康づくり計画を定めていますか。

該当する選択肢の番号をご記入ください。

回答

- 1 策定している
- 2 策定する予定である
- 3 策定する予定はない

- (2) メンタルヘルスケアとして現在、どのような事業を重点的に行っていますか。

該当する選択肢全ての番号及び具体例をご記入ください。

回答

- 1 メンタルヘルスケアを推進するための研修・情報提供

【具体例】

- 2 職場環境等の把握と改善

(チェックリストによる作業環境、労働時間、職場の人間関係等の評価及び問題点の把握等)

【具体例】

- 3 メンタルヘルス不調への気付きと対応

(職員本人、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制の整備、管理監督者、安全衛生管理担当職員等による相談対応等)

【具体例】

- 4 職場復帰における支援

【具体例】

- 5 特に実施していない

5 貴教育委員会における快適な職場環境の形成のための措置について

労働安全衛生法第71条の3第1項に基づき、厚生労働省において「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を定めていますが、快適職場の形成のための措置として現在、どのような措置を重点に行っていますか。

該当する選択肢全ての番号及び具体例をご記入ください。

回答

1 職員室等の執務環境の管理・改善

(空気環境について浮遊粉塵や臭気等の職員が不快に感じる因子が適切に管理されたものとともに、温度、湿度、照度等が作業に従事する職員に適した状態に維持管理されるようにすること。)

【具体例】

2 職員の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

(職務に従事することにより生ずる、心身の疲労の回復を図るための休憩室等の施設の設置・整備を図ること。)

【具体例】

3 その他の施設・設備の維持管理

(洗面所、トイレ等職員の職場生活において必要となる施設・設備について清潔で使いやすい状態となるよう維持管理すること。)

【具体例】

4 特に実施していない

6 貴教育委員会における公務災害認定案件の分析等について

公務災害認定案件について、独自に分析及び公務災害防止対策等を実施していますか。

(例:校種、発生場所、事故時の態様等の別に分類し、状況ごとの具体的な被災事例を紹介することで注意喚起を促している)

該当する選択肢の番号及び実施している場合の具体例をご記入ください。

回答

1 実施している

2 実施する予定である。

3 実施していない

【実施している場合の具体例】

